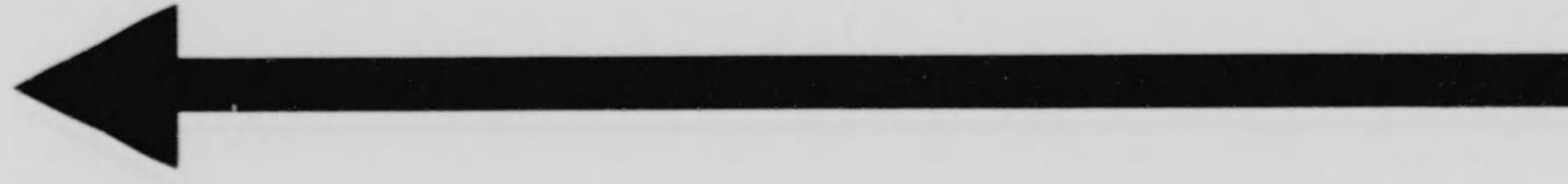


364

330

8 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10^{18m} 1 2 3 4 5

始



35.6.15

地 方 振 興 叢 書

第 四 編

優 良 青 年 團 の 事 績

石 田 傳 吉 著

東 京 白 水 社

大 正

7. 5. 10

交 内

優良青年團の事績

目次

緒言

第一編 關東東北地方	五
一、新十津川村青年會	五
二、口廣青年團	一〇
三、八澤青年有爲會	一五
四、釜青年會	一七
五、辛亥會	二三
六、南平田東部青年會	二六
七、八田青年會	三四

八、荒澤青年立志會……………(新潟縣南蒲原郡) 三九

九、下市田學校同窓會……………(長野縣下伊那郡) 四四

一〇、茂呂青年協和同盟會……………(栃木縣上都賀郡) 四八

一一、長讚青年同志會……………(茨城縣眞壁郡) 五四

第二編 中部地方…………… 六六

一二、貝渚青年義團……………(千葉縣安房郡) 六六

一三、甲南智德會……………(埼玉縣秩父郡) 七〇

一四、戶倉青年團……………(東京府南多摩郡) 八〇

一五、吉濱村青年會……………(神奈川縣足柄下郡) 八六

一六、道志青年會……………(山梨縣南都留郡) 九三

一七、片岡青年會……………(靜岡縣榛原郡) 一〇三

一八、六栗青年會……………(愛知縣幡豆郡) 一〇八

一九、富田村風俗改良會……………(岐阜縣加茂郡) 一二二

二〇、西太美青年會……………(富山縣西礪波郡) 一二九

二一、熊坂青年會……………(石川縣江沼郡) 一二五

二二、耕餘學舍……………(福井縣坂井郡) 一三〇

二三、鏡山村青年團……………(滋賀縣蒲生郡) 一三三

二四、鵠村青年團……………(三重縣一志郡) 一三八

二五、川永村東部青年會……………(和歌山縣海草郡) 一四一

二六、帶解村青年會……………(奈良縣添上郡) 一四五

二七、黑山村青年會……………(大阪府南河內郡) 一五一

二八、口司親睦會……………(京都府舟井郡) 一五三

第三編 西南地方…………… 一五六

二九、明治會……………(兵庫縣印南郡) 一六三

三〇、神領村青年會……………(德島縣名西郡)一六六
 三一、出間青年會……………(高知縣高岡郡)一七四
 三二、田處青年會……………(愛媛縣喜多郡)一七八
 三三、豐島村青年團……………(香川縣小豆郡)一八一
 三四、岩田青年團……………(岡山縣吉備郡)一八四
 三五、旭青年會……………(鳥取縣東伯郡)一八八
 三六、熊野青年會……………(鳥根縣八束郡)一九一
 三七、小野村青年會……………(廣島縣神石郡)一九四
 三八、吉敷村教育會附屬青年團……………(山口縣吉敷郡)一九七
 三九、山田青年教導會……………(福岡縣筑紫郡)一九九
 四〇、麓村青年會……………(佐賀縣三養基郡)二〇〇
 四一、鈴田村青年會……………(長崎縣北高來郡)二〇三

四二、赤見青年實行組……………(熊本縣下益城郡)二〇五
 四三、志土知青年會……………(大分縣直方郡)二〇七
 四四、溫舊會……………(宮崎縣宮崎郡)二〇九
 四五、下井青年會……………(鹿兒島縣始良郡)二一一
 四六、佐敷村青年會……………(沖繩縣島尻郡)二二五

目次終

優良青年團の事績

石田傳吉

緒言

全國各市町村の青年團體は日に發達しつゝ、あつて、其數今や二萬を超え、此内の約百團體は成績最も優良なるの故を以て、政府其他から選奨の榮を蒙り、若くは人口に膾炙してゐる。

其優良なる團體を見るに、其組織に於て勝るもあれば、事業に於て勝るもあり、香と味とは一つとして同じきものは無い。他山の石以て我が玉を磨くべしとすれば、千態萬狀の各種青年團を研

言

緒

究し、其長を採り短を棄つる事は、取りも直さず我が團を大成せしむる所以であつて、吾人が地方青年團經營を試みんとする人竝に地方自治開發の任に當る人の爲めに、是等模範的青年團の實狀を紹介するの努力は、茲に始めて意義を發見する事が出来るのである。

若し切實に言ふならば、他山の石たり得るものは、單に一百の優良團體のみでは無い、全國二萬の團體は悉く取つて以て我が頭腦を啓發する可能性を有して居らねばならぬ。けれども紙數に限りあり、予の調査見聞も無限に廣汎なる事を得なかつたが故に、今は唯だ所謂優良團體中の一部のみ採録する事にした。其選擇に方つては、各團體固有の特色燦として吾人の眼に光を放ち、思はず花とりぐの美しさに見惚れて『いづれあやめと引きぞわづ

らふ』の感に堪えなかつた結果、或は取捨宜しきに適はぬものがあるかも知れぬのである、けれども何等かの教訓を得ようとする青年團理事者があるならば、そは必ずや本書の中に其經營を満たすの機會を見出すであらう。従つて予の努力も決して空しいものでは無いと信ずるのである。

第一編 關東東北地方

一、新十津川村青年會

(北海道樺太郡
新十津川村)

新十津川村といふのは、彼の南朝の遺臣が農に歸したといふ大和の十津川村が、明治二十二年の大洪水で一村全滅した爲めに、遠く移住して拓いた村で、最初は罹災民六百戸から成つてゐたのである。今は戸數も殖え、北海道有數の村になつた。札幌旭川線鐵道の瀧川驛と石狩川を隔て、向ひ合つてゐる。

新十津川青年會は明治三十七年八月の創立で、從來幾つにも分れてゐた小青年會をば、東英治氏外數名の盡力で統一合同して大

成したのである。日露戦争の後援事業は此合同を助ける機会を與へたのであつた。

會の目的は左の如し。

「會員相互の親睦、品性思想の養成、風俗習慣の矯正、文武練磨、農事改良、教育の普及、政治以外に一村の發達公私の福利を増進すること。」

本村は十四區に分れてゐるので、會も區毎に支部會を設け、本會に會長、副會長、會計各一名、幹事三名、書記一名を置き、支部に支部長、副支部長、會計各一名、幹事三名を置く。任期は本會が三年、支部は一年。

會員は、村内の青年十六歳以上三十歳以下の者を網羅して、之を通常會員と呼び、三十歳以上四十歳以下の者で、元役員であつたり本會の爲に功勞のあつた者は、特別會員とする。其他本會出身の先輩で名譽會員に推される者もある。

代議機關は、各支部から二名宛の代議員を選出してゐる。が、之は多く支部長と副支部長とが兼ねて居る。此代議制度は一般青年會の好參考であらう。これは會則變更を除く外、大小の事項を審議するのである。

經費は會員から徴收してゐるが、近き將來には基本財産の利子で支辨する事が出来る豫定である。現今會費の徴收法も一種の特色がある。それは道路修繕などを青年支部の手で受負ひ、其得た賃金の中から各自出金させるのである。

修養のためには、毎年冬、農會技師や教員、本會役員などを講師として、農事、風俗、教育等の幻燈講話會を各支部に開く外、

時々名士の講話を聴く。小學校には本會の圖書館があり、一般人にも閲覽を許す。夜學は毎年十月から四月まで開き、尙武大會は春秋二回に開いて擊劍角力等をやつてゐたが、村會の補助で演武場が設立されて以來は、師範を聘して大に武を練つてゐる。事業の方面では、毎年一二回競馬會を催し、共有地二十町歩を借入れて模範水田を作り、其収入をば基本財産に積立て、又石狩川堤防二萬五千坪を其筋から借入れて植林を行つてゐる。各支部は一團となつて洪水其他非常の場合に出動すべく、平素から訓練を怠らず、風俗改善の爲には、幻燈講話、夜學、尙武會などの折を利用して絶えず會員を戒しめてゐる。其の結果は頗る良好である。

本會は機關雜誌を有し、其紙上には村税の納入に關する報告、

農藝、學術、又は會員の意見等を掲ぐる事とし、毎月一千枚を發行して、會員以外の村民にまで配付してゐる。左に掲ぐる本會の會歌は、會員の精神的結合を強むるに大なる寄與を爲すものである。

新十津川青年會歌

(一)

數島の、大和は花に明け暮れて、風も香し十津川や、由縁の流れ遠祖は、帝神武の東征に、金鷄の翼むくところ、日の大臣に従ひて、御導をかしこみつ。

(二)

うけつぎし血統の誇り、元弘の昔、王權地に墜ちて、世は刈菰と亂れし日、一郷五十三箇村、なやみを忍び、義に仗つて、正統長に護りたる、功は著し史のあと。

(三)

徳川の流れ、いつしか渴れがれて、葵の花の色も香も、礎せて復古を懐ふ時、尊王

の爲め魁けて、そいぎし血潮紅の、文や錦の旗の風、故郷の榮おもはずや。

(四)

言ひ傳へ、語り繼ぎ來て、名にし負ふ、故郷の山河、洪水に流れし後や、思出の夢も遙けき蝦夷が島、移し植ゑたるみよしの、櫻もいつか大君の、恵みの露に咲き出でぬ。

(五)

放ち牧ふ、駒も嘶く、石狩や、天いや高く壤肥えて、野の末遠く水めぐる、起てよ青年愛國の、祖先の譽れ、君が爲、潔き殺々しき心もて、傳へて行け矣驪りなく。

一、口廣青年團

(青森縣東津輕郡東平内村)

本村は野邊地灣頭に臨み、東北本線淺香停車場から約二里の處にある。口廣は東平内村の一區である。

本會の沿革は、元口廣、小學校長齋藤靜夫、故學務委員江戸彌

之助兩氏が二十二名の區内青年を翕合して明治十八年に本會を創立し、四十一年六月團則を改め、以て今日に至る。正團員四十名特別團員三十名。

本團の資金としては原野三町歩を有し、それに明治四十一年から杉一千本、落葉松三百本を植ゑ込んだ。現金は約五十圓を積み立て、ある。團員は、團員の勞働によつて得たる收入、有志の寄附、基本財産又は其他の事業から生じた収益を以て充てる。一年の經費は約六七十圓、其大部分は團員の勞働から生まれるのである。

村の休日に際して講話會を開き、又臨時に娛樂會などを催して本會は區内の風俗改善を圖る。夜學會は毎年各季約三四箇月間之を開き、修身、國語、算術、地理、歴史、農業、水産を教へ、甲

部(高等一年程度)、乙部(尋常五年)、丙部(同三年)の三組に分つて教授する。文庫には圖書四十種を備へて、区内を巡廻させる。別に本團事業として壯丁豫備教育を施行し、毎年四月から六十日以内、毎夜二時間宛、修身、國語、算術を課する。徴兵検査に合格した者の爲には、尙秋季二箇月以内毎日三時間づゝの教育を行ひ修身(軍人勅諭)、國語、算術、兵式體操を授ける。教師は小學校教員と在郷軍人とに依囑する。

風水火等の慘害に際しては、本團に於て出勤を爲すべく、其方法の考究中である。公共物の保護修繕等は、常に團員をして心掛けしめ、村社に鳥居を寄附するなどの事もしてゐる。

團員の貯金は、規約貯金、共同貯金の二種とし、大正四年以來新規約に依つて之を實行しつゝある。此貯金中から口廣學齡兒童

保護者會に金五圓を寄附した事などもある。又区内貧困者の爲に納税貸付基金なるものを備へ、一時之を貸付して納税を納期内に完了させるなどは、本團の著るしき事業である。

口廣青年團規則(抄録)

- 第一條 本團ハ智徳ヲ修養シ、身體ヲ鍛鍊シ、勤儉力行、貯蓄ノ實行ニ勉メ、進ミテ村ノ隆盛ヲ企圖シ、地方自治ノ基礎ヲ鞏固ニスルヲ以テ目的トス
- 第二條 本團ハ東平内村大字口廣在住ノ十五歳以上ノ男子ヲ以テ組織ス、但三十五歳以下ヲ正團員トシ、十六歳以上ヲ特別團員トス
- 第三條 本團ハ口廣青年團ト稱シ、事務所ヲ口廣尋常小學校内ニ設置ス
- 第四條 本團ニ左ノ役員ヲ置ク
- 團長副團長各一名、幹事書記評議員各四名、顧問三名
- 第六條 役員ハ互選方法ヲ以テ之ヲ定ム
- 但顧問ハ校長學務委員其他ノ一名ハ團長之ヲ囑託ス
- 第七條 役員ノ任期ハ滿一ケ年トシ、春季總會ニ於テ之ヲ改選ス
- 第八條 本團員ハ左ノ義務ヲ有ス

- 一、二十歳未満ノ團員ハ夜學會ニ入ル事
 - 二、村休日ヲ利用シテ勞働シ、其收得ヲ本團ニ寄附スル事
- 第十二條 本團ニ於テ舉行スベキ事業ハ左ノ如シ
- △第一部 風儀改良 弊風ヲ矯正シテ良習ヲ養成スル事、臨時娛樂會ノ設備
 - △第二部 勤學 (一)夜學會 (二)講話談話及討論 (三)文庫設置 (四)徴兵適齡者ノ豫習教育及入營兵ノ心得 (五)學齡兒童就學及出席督勵ノ補助
 - △第三部 實業ノ振作 (一)養蠶植林開墾椎茸栽培ノ施設 (二)害蟲害鳥ノ驅除 (三)各種産業ノ改良 (四)耕作物及製作品ノ共進會並ニ品評會 (五)共同販賣及購買
 - △第四部 公共事業 (一)水難火災風雨等ノ際ニ於ケル消防其他ノ援助 (二)納稅衛生勸業等ノ獎勵ニ關スル補助 (三)公共建築物ノ保護修繕ノ斡旋盡力 (四)協同地ノ耕作開墾又ハ各種基本財産増殖ノ補助 (五)軍人其他公共事業ニ參加シタル者ノ家族遺族又ハ貧困者ニ對スル金品又ハ勞力ノ補助 (六)軍人其他公共事業ニ參加シタル者ノ送迎弔祭並ニ從軍恤兵其他ノ慰藉
 - △第五部 貯蓄 (一)箇人ノ規約貯金 (二)共同貯金 (三)本團ノ基本財産貯蓄

三、八澤青年有爲會

(巖手縣東磐井郡八澤村)

八澤村内の増澤、新沼^{にひぬま}兩部落の青年を以て組織したもので、事務所を新沼小學校に置いてある。明治三十七年頃から、本村には増澤青年會と八澤村有爲會の二つが設けられてゐたが、分立の不利益を悟つて、明治四十年二月兩會を合併し、今日の會名に改めたのである。現在會員數百十餘名、會務機關としては、會長、副會長、會計、幹事を置き、代議機關として評議員會を設け、更に事務を農班長、運動部長、圖書部長等に分任して、例會は年十回總會は春秋二季に於て之を開く。

修養的事業としては、講話會、夜學會、圖書館等の設備がある。講話會は年二回位、名士を招聘して其説を聽く。夜學會は、明治

四十年秋から開設して今尙繼續中で、會員を甲乙の二組に分ち、約七八十名の出席者がある。村長から本會に對して壯丁教育を委託してある。圖書館には一千餘冊の書を備へて隨時閲覽せしめ、會員には其貸出を許して讀書を奨勵しつゝあるのである。

「本村のみならず何處でも青年會の發達して居らぬ處では、青年の風儀が亂れて居り、延いて一村の習俗を變化するものであるが本村では、本會創立以來、休日其他農閑時に際して、爲す事もなく遊惰放蕩に日を送る者などは全く跡を絶ち、小學校などは一旦卒業すると二度行つて見る者も無い世の中に、本村の青年は母校を唯一の樂園として、常に小學校に集つて讀書運動等を試み、以て愉快に一日を送る者が多い。本會の會歌として『八澤村の歌』と稱するものがある。一般會員は勿論、兒童子守兒に至るまでも

之を唱うてゐる。其普及の狀は誠に羨ましい。此の如きは學校職員を始め、本會幹部に在る人の努力の結果と信ずるのである。

右の如く、本會は其母校と密接の關係を保つ必要上、小學校を事務所にもし、俱樂部にもしてゐる。随つて新沼小學校の校庭に、會員の爲に遊動圓木、鐵棒其他の器械體操具を設け、又擊劍道具をも設備して、精神の修養と體力の鍛練とを圖つてゐる。會て新沼小學校改築落成の時、校地の周圍に風致樹を植付けて、愛校の精神を發揮したなども、推奨すべき美舉である。

四、釜青年會

(宮城縣牡鹿郡石巻町門脇字釜)

本會は明治三十九年九月、門脇小學校長及釜分教場主任訓導の熱心なる首唱によつて、土地の有志青年が奮起して創立したものの

である。智徳の修養、身體の鍛練、風儀習慣の改善を以て主なる目的とする。創立後日は浅いが、諸般の施設優良なるの故を以て明治四十一年縣の表彰を受け、十五圓を賞賜された。

會員は釜部落の青年のみを以て組織し、之を二種に分つて、年齢十五歳以上二十五歳未満の者を通常會員、二十五歳以上三十歳未満の者を特殊會員とする。會員數は百に満たざる小數であるけれども、團結の鞏固と事業の堅實とは、彼の徒らに形の尨大なるのよりは遙かに勝つてゐる。

會の資産は現金少許と巡回文庫の圖書約百冊の外、別に録すべきものが無いが、諸種の事業を經營し、銳意基本金の蓄積を圖つてゐるから、將來は相當の財産を得られるであらう。維持の會費は、區費から年々十五圓位の補助を受けつゝあるが、將來は基本

財産から得る収入で支辨する方針である。

修養的事業としては、發會以來三十餘回の會合を重ねて、講話を聞き、又矯正すべき事項の取極をした。其決議の主なるものを擧ぐれば。

- △時間を守る習慣を作ること、
- △丁年以下の者は必ず夜學會に入學すること、
- △子弟の教育に留意し、會員は決して飲食店に入らざること、
- △會合の時、缺席の場合は役員の承諾を経べきこと、
- △共同労働によつて會の基本金を造ること、
- △圖書館を設置すること、

等である。此決議は會員に尊重せられ、目下着々實行中である。

「夜學會は、創業以來釜分教場を會場として、毎年十月一日から

二月上中旬の頃まで、毎夜三時間づゝ開設し、尋常小學卒業と高等小學卒業の二程度に分つて、國語、算術、日用法令、農業等の科目を教授し、教員は分教場の主任訓導が無報酬で擔任してゐる會員はよく自働的に勉學するので、其成績は見るべきものが多い本會の補習學校組織は明治四十二年に縣の認可を得たので、之が縣下に於ける私立補習學校の嚆矢を爲してをる。

本會員は之を六部に分つて勤儉貯蓄を競つてゐる。其貯金總額は既に千圓に近い。

本會は郡農會の委託を受けて、明治四十年から米麥作其他の試作を行つてゐる。其成績は頗る宜しく、之に依つて得た収益は會員の獎勵費に充て、殘餘は基本金に繰入れてゐる。別に、會て表彰された金員十五圓も之を基本金に加へ、基本金は漸次集積しつ

つあると同時に、會員は各自相戒めて素行を慎み、勤勉力行他の範となりつゝあるので、村民から信用を受ける事が厚く、一村風儀の中樞を成して居る觀がある。

本會は又、時々試験場から講師を聘して農事の講話を聴き、以て日常の農業實務につき研究し、幻燈會を開いて衛生教育に關する話を聴くなど、村民の啓發に寄與する所も多い。又公共に盡す誠意の一端を披瀝するため、土木に關する人馬の寄附をした事も數回ある。

釜青年會規則(抄録)

第一條 本會ハ、牡鹿郡石卷町門脇釜ノ青年(十五歳以上三十歳以下)ヲ以テ組織シ、釜青年會ト稱シ、事務所ヲ門脇小學校釜分教場ニ置ク

第四條 本會ハ青年ノ智識ノ増進、心身ノ鍛鍊、實業ノ發達、德義精神ヲ養ヒ、特ニ協同一致、惡風ノ矯正ニ努ム

第五條 本會ノ目的ヲ達センガ爲、左ノ事業ヲ經營ス

一、春秋二回ノ總會(毎年三月十五日、八月十五日、但時宜ニヨリ變更スルコトアルベシ)

二、臨時會(時宜ニヨリ之ヲ定ム)

三、實業講話會、幻燈會(時宜ニヨリ之ヲ定ム)

四、共同労働、委託試作、江拂等

五、基本金造成及勤儉貯蓄

六、夜學會(毎年十月一日ヨリ翌年一月末日迄、但時宜ニヨリ伸縮スルコトアルベシ)

七、地方弊風矯正、決議實行

八、小學兒童ノ扶掖誘導

九、小圖書館設立

十、農藝品ノ陳列及品評

第六條 本會ノ事務ヲ處理スル爲、左ノ役員ヲ置ク

會長 一名、副會長一名、幹事六名、委員二名

第八條 本會開會ノ際、會員ハ濫リニ缺席スルヲ得ズ、缺席スル場合ニハ役員ノ承諾ヲ經ベシ

辛亥會は秋田縣下有數の良青年團として名高い。其所在地北檜岡村は、奥羽線の鐵道神宮寺驛の北半里餘の處に在る。

「本村には元、同窓會と稱する青年の會があつたけれども、甚だ振はない。そこで明治四十四年に、青年有志の矯風貯蓄と、勵勉努力の精神養成とを目的として組織されたのが辛亥會である。村内の素封家鈴木重朝氏の盡力厚く、目下會員八十餘名に達し、健實なる發達を告げつゝある。」

本會の出發點たりし貯金は成績頗る良好で、會員は労働その他夜業などに依つて得た金を郵便貯金にしてゐるのである。其手續は、村内を上、中、下の三部に分ち會員が順番に部内の貯金高

五、辛亥會

(秋田縣仙北郡北檜岡村)

を取集めて、毎月二十五日迄に之を會長の手許に出すと、會長は自分の手許に保管してある各會員の通帳を添へて之を郵便局に提出し其記入を受けるのである。此貯金高は既に五百圓に達したが、十年を一期とし、其期間内は普通の事情では拂出を許さぬ規定である。本會では此貯金に依つて、青年の貯蓄心を涵養し、團結心を鞏固にする目的であるから、現今に於ては専ら之が遂行に努め、金銭殖上の利害打算、公共事業劃策等は之を他日に譲つてゐるのである。

本會は又、會員に讀書の習慣を與へ、餘習會及會員の意志を發表する機關として、毎月一回廻覽雜誌を作つてゐたが、大正三年からは有志村民の助力を得て、其寄附により膽寫版を購入して膽寫版雜誌を作り、會員及特志家に一部宛配付する事になつた。

會員の娛樂及心神鍛練の爲には、年一回、運動會、遠足會を催してゐる。又會員及一般青年に讀ませる目的で、大正二年冬、有志の寄附によつて文庫を設立した。始め學校内に置いた時は大に振つたが、後事情があつて寺に歸してからは稍々衰へた感がある。會合は毎月一回之を開き、演説討論講話等を爲す外、年一回總會を開いて、重要決議をするのである。

基本金造成及會費調達の目的を以て、大正四年から村有原野を借入れ、同年先づ五反歩餘を開墾して試作をした。之に要する勞力は總て會員に待ち、一人の缺席者もなく熱心に勞働して、成績は殆んど理想的で、初年既に反當り一石一斗の收量を獲たのである。此試作田より得る所の一部と、冠婚葬祭等に際して村民が寄附してくれたものと、有志の指定寄附金は、すべて之を基本財産

に繰入れて、目下銳意之が増殖を企圖しつゝある。其額は未だ多
くない。

本會には青年歌なるものと、村民歌なるものがある。左に掲げ
るものがそれである。

青年歌

(一)

源遠き御物川、岩間滴る眞清水の、その一掬一掬、彼の谷あひの苔洗ひ、此せいら
ぎの瀬はしりて、撓まぬ歩み末途に、水や空なる大海へ、その大海へ朝すなり。

(二)

頂高き瑠璃の峰(鳥海山)、砂の一粒土の塊、朝夕に積りつゝ、撓まず積まば末途に
雲をも凌ぐ高空へ、その高空へ出でんなり。吾等も絶えず勵みなば、遂に到らん彼
の峰へ。

(三)

土の香高く匂ふ地ぞ、國の元氣のある所、土の色濃き田園ぞ、國の寶の生るところ

赤銅の膚鐵の腕、これぞ吾等の誇りなる。振へ汝が嶽野に山に、勵め吾等の天職を

(四)

世の日に月に進み行く、もろくの術はた學、これぞ吾等の才ぞかし。文にて磨け
汝が心、手に手を執りていざ勵め、さそひ合せていざ學べ、夏綠蔭に文庫あり、秋
の夜長に夜學あり。

(五)

幸多きかな我友よ。周圍自然の大公園、野には清らかなの水流れ、山には白き雲飛べ
り、此搖籃に抱かれて、己が務めを勵みつゝ、幸ある里をつくらなん、樂しき郷を
つきなさん。

青年會は此く世の推奨する所となりしにも拘はらず、不幸にし
て村は疲弊の度が甚だしいものがある。村民中の心ある者は、如
何にもして之が恢復を圖らんとし、本青年會と協力して研究する
所あり、曩に石田傳吉氏を聘して指導を請ひ、其指導によつて産
業組合の組織を試むる事となり、大正五年始めて信用組合を實施

する運びとなつたのである。村民歌は村民の元氣を鼓舞するため
に制定されたものである。

村民歌

(一)

雲紫の朝ぼらけ、熊野社頭の若緑、豊榮のぼる日の御影、君と祖先と神の恩、謝し
奉りつゝ、將來の、清き希望を祈らなん。

(二)

誠は徳の基ぬにて、民は財より禮を知る、此二道を興したる、報徳教を奉じつゝ、
徳と富とを兩輪とし、正しき道を歩まなん。

(三)

朝な夕なのはりはひを、その折々の修養を、はげめ人々家のため、つとめよ人々國
のため、つとめて村富み人睦ぶ、樂しき郷を築かなん。

六、南平田東部青年會

(山形縣飽海郡南平田村)

本會の所在地南平田村は、酒田港から數里を隔つる所に在り、

北は鳥海山、南は最上川に限られて西に開けた土地である。村内
山嶽丘陵に富んでゐるが、日本海に面する方面は平夷で田圃が開
けてゐる。

村内大字山谷新田に一種の青年團體が起つたのは明治二十年の
事であつたが、これは唯だ舊式の若い衆組の變形に過ぎなかつた
超えて明治二十五年、この團體が稍や整理されて、南平田青年會
なるものとなつた。翌二十六年、檜橋青年夜學會を本會に併せて
更に山谷青年會と改稱し、二十八年四月には進んで南平田東部青
年會と改めた。其内に縣から青年團準則が出たので、其れに基い
て組織の改善を加へ、以て今日に至つたのである。義務教育を卒
へた十五歳以上の青年男子で、南平田村大字山谷新田、檜橋、新
山に居住する有志を以て本會は組織され、目下正會員約七十名、

名譽會員八名を有し、役員は正副會長各一名、幹事四名、評議員八名を置く。積み立て得た基本金約三百圓、この利子と、正會員の勞役によつて得た收益金とを以て、團の經費一切を支辨する事になつてゐる。

本會事業の一なる夜學校は、もと山谷、山谷新田の兩大學小にあつたものを、明治二十三年に合併したもので、程度は高等小學校程度とし、高等小學の教科書を採用してゐる。講師は山谷小學校の教員に囑託し、校名を南平田東部青年會附屬山谷夜學校と稱してゐるのである。明治二十六年檜橋夜學校を併せてから、四大字の青年を收容教育する機關となつた。其内に郡から夜學會準則が發布されて、講師の報酬其他一切の費用は村費から支出される事になつたが、日露戰役以來又村費支辨が許されなくなつたので、

再び本會で一切を受持つ様になつたのである。明治四十一年、東宮殿下の行啓を機とし、基本金を作つて本夜學の基礎を確立する事が出来たので、爾來、生徒には教科書を貸與し、授業料を徴收せず、如何なる貧民の子も容易に入學の出来る様にした爲に、義務教育を卒つた者は、今は大抵玆に入學する事となつた。其結果として、村内青年の學力を増進し、品性を改善し得た事が少くない。

此夜學の外、徴兵適齡者には壯丁教育を施し、又文庫を設置し本會事務所に閲覧室の設備があつて、各種有益の圖書を無料閲覧させる。現在の藏書は既に二百冊を超えてゐるのである。

本會は毎年春秋二回に總會を開く外、時々知名の士を招聘して林業講話會、養鶏講話會其他各種學術、技藝上の新智識を聴き、以て會員の參考に資する。

本會事業中、特に推賞すべきは、母校の安全を計り、愛校の精神を發揮する一方法として、學校附消防組を設けてゐる一事である。

南平田村東部小學校付消防組規定

第一條 本會ハ學校付消防組ヲ設ケ、左ノ場合ニ於テ、會員ハ速ニ東部小學校ニ驅ケ付ケ、學校長又ハ宿直員ノ指揮命令ニ服シ、消防ノ部署ニ就クベキモノトス、但會員ニシテ本村消防組ニ編入セラレタル者ハ之ヲ除ク

(一) 南平田東部小學校境內ハ勿論、山谷新田、新山ニ於テ出火アリタル時

(二) 本村大字山谷、檜橋、楯、北俣町仁助新田、田澤村田澤、内郷村春小見、石名坂等ニ出火アリ、風向險惡ナル時

第二條 學校ニ驅ケ付ケタル消防組ハ、火災止ミ危險ノ虞ナキヲ認メテ、解散スルモノトス

第三條 各部落ニ正副組長ヲ置クモノトス

第四條 本會ハ消火器又ハ其他ノ器具ヲ東部小學校ニ備付クルモノトス

本會は右の如くして、青年の修養的事業にも可なり力を用ひ

何れも相當の功果を見つゝあるのであるが、農事に就いては更に努力せる所が多く、良好の成績を擧げてゐる。此實務的事業も、實務の修習のみでは無く、勿論修養的價值も少くないのである。

其實務的事業の一たる田畑の試作に就いては、明治三十三年に會員を四部落に分つて、各一反歩づゝの田地を與へ、改良苗代法により稻の試作をやつたのを手始めとして、續いて別に試作田一反歩を借入れ、會員共同で、稻の各種類について過磷酸石灰、豆粕、鯨粕、堆肥等の各肥料試験をした。農産物選抜品評會に此試作米を出したところが、内國勸業博覽會出品に選拔されて賞金を授けられた。又畑一反歩を本會附屬植物園とし、其處に杉、桑、松、除蟲菊、茄子其他各種草木の苗を培養して會員に配付し、或は賣却する。會員は相互に純良種苗を分與交換して、毎秋季には

其栽培の結果を報告し、且つ實物を出品陳列して品評するなどの事もする。又共同して種苗を原産地から購入し、農家の副業たる家禽を改良する目的で、東京の種禽場から購入した純良褐色レグホーンの種卵を會員に頒ち、共同育雛、鶏卵共同販賣、及鶏卵貯金等を實行してゐる。

七、八田青年會

(福島縣河沼郡
日橋村八田)

日橋村は猪代湖より程近き若松市の北方里餘の處に在る。其村の第二尋常小學校内に事務所を置くもの即ち本會である。

本會は明治二十一年時の縣會議員八田吉多及村内の有志渡邊彌牛、古川七多郎の諸氏が發記者となつて、時勢の進運に伴ひ、舊來の陋習を除き、風紀の改善、智能の啓發、勤儉貯蓄の奨励を目

的として、組織したもので、爾來幾多の歲月と變遷とを経て、着當初の目的を達しつゝ、今日に至つたのである。

本會は、八田部落の住民中、年齢十五歳以上三十五歳以下の者全部を通常會員とし、村内の名望家、學校職員、村會議員、及區長の推薦した人を名譽會員とする。通常會員たるべき者で、他郷に出で、修學若くは奉職中の者は之を特別會員として、歸郷の際は會員から親しい待遇を受ける。

會務機關としては、會長、副會長、會計主任、出納役各一名、幹事四名を置き、別に徳望家一名を總裁に推戴するのである。現在會員數約八十。

本會の經費は、通常會員から毎月五錢づゝ徴收する會費と、基本財産から生ずる利子、及篤志者の寄附金等を以て支辨する。現

在基本財産は、桑園一町歩、植林三町歩、積立金約五百圓である。

修養的事業としては、毎月一回實業講話會を開き、又時々臨時會を開いて、名譽會員又は専門家の講演を聴き、會員は勿論一般の落民の道念を啓發し又農事改良の知識を與ふる事にして居る。夜學會は毎年冬季に開き、會員の學力補充に力めてゐるが、其講師の報酬は固より薪炭油の雜費に至るまで、一切の費用を本會から支辨して、夜學生から授業料を徴收する様な事は無い。此開期は年々十二月から翌年三月迄であつて、時間數は午後七時から十時までの三時間である。科目は國語、算術、農業の三科、程度は甲組を尋常卒業程度、乙組を高等小學卒業の程度とし、講師は在郷陸軍將校と小學校教員とに委嘱する。猶圖書館を設置して、毎

月農業學藝に關する雜誌を購入し、年々の豫算を以て新刊書籍を求め、又は特志家の圖書寄附を受くる等、良書の部數多からん事に努力し、其數が既に三百部を超えたので、將來通俗圖書館の效用を發揮すべく、企畫中である。

風紀の改善は本會の大に努むる所で、嚴重なる規約を設けて、相互制裁を加へ來れる結果、會員の素行は頓に改まり、延いて村内一般の風儀を善化する事が出來た。其一例として、本村は人民知識の程度の低い僻陬地の常として、冬期は賭博が盛であつたが現今は其跡を絶ち、男女間の蠻風も全く影を收めたのは、本會努力の效果である。

本會の實務的事業としては、村農會に對する總ての助力、小學校運動場及學校園の擴張に際し入夫の寄附、村内道路の改修、新

聞揭示場の設置、冬季道路の排雪等に従事し、又明治三十七八年
 戦役中は、出征軍人家族の爲に耕耘除草其他農繁期中の手傳、藁
 細工品の贈與等を爲し、戦後には忠魂碑を建て、戦病死者の忠
 魂を弔ひ、遺族の心を慰めた。明治三十七八年戦役紀念として企
 てた植林事業は、部落から貰つた十町歩の山に年々杉苗三千本づ
 つを植ふ込む計畫で、既に一萬數本の植栽を終へた。同時に開墾
 事業も紀念として開始し、約二町の開墾をする事が出来たのであ
 る。

本會員は、毎月必ず十錢以上貯金するの規約あり、而して金員
 は會が預つて、年末毎に計算し、年内の貯金に對して翌年から年
 六分の利子を付し、會員が年齢満期によつて退會する節、元利全
 部を拂戻するのである。

村民が肥料を買ひたくとも其資金の無いのに苦しんでゐる場合
 などには、本會は其資金を貸付する。又業務奨勵、品行方正の者
 五名を毎年會員に投書させ、當選者には賞として農具を與へる。
 農事改良奨勵のため、農事講習會に出席する者があれば、手當を
 給する事になつてゐる。

會に消防用の唧筒一臺あり、萬一の災に備へんが爲め、時々火
 災消防の演習をも行ふ。

八、荒澤青年立志會

(新潟縣南蒲原
 郡森町村荒澤)

創立は明治三十七年五月一日である。當時蓋國の兵士は皆滿洲
 の野に血焰肉彈の下を潜つて身命を抛つて居るのに、母國に在る
 者が憤然として居るべきで無いといふ青年同志の考へが動機とな

り、一方出征軍人の後援をして内顧の憂なからしむると同時に、各自も學問を研究し身を修めて國家に報公の一分を盡さうとして起つたのが本會であつた。三十八年に至り、組織を新にして、會長に佐藤金作氏を推し、風俗矯正、勤儉貯蓄、農事改良の三大標榜の下に活動する事となり、一般青年は勿論農家の雇人なども本會の主旨を賛成するものは總て會員として收容する。會員現在八十餘名である。

本會の維持方法としては、貯金組合を設けて繩綯を勵行し、其収入を貯金させ、利子を會の所得として使用する事になつて居るのである。不足の場合に會員及有志の寄附に俟つ。

夜學會は隔夜開催し、別に談話、討論等の會を開いて知識を交換する。徴兵入退營者の送迎には本會主として其任に當り、質素

の方法を以て敬意を表する。又學術技藝成績展覽會を開いて會員を鼓舞激勵すると共に、新進知識の活用を示して父兄の参考に供する。農事短期講習も亦屢々本會の主催によつて村内に開かれ、本村農業の進歩を促しつゝある。

「本會事業中特に著るしきは、共同購買組合、製作品販賣組合等の設備がある。是等は青年會員が直接利益に浴するばかりでなく、青年會を通じて各家庭の父兄も其便を得るものであつて全部落の開發は本會から起るかと思えるのも偶然では無いのである。」

其他青年風紀の改善、善行者の表彰、實習桑園の設置等に依つて新らしい研究を試み、壯丁教育にも留意して、着々會務發展の途に就いてゐる。されば創立日尙淺く、未だ多くの仕事が残されてあるにも係はらず、早くも明治四十三年三月、成績優良の廉を以

て、文部大臣から表彰され、賞金三十五圓を交付されたのである。前途の大成は多望なる會員の雙肩に在り、勉めよや。

荒澤青年立志會會則(抄録)

- 第一條 本會ハ教育ノ普及ヲ計リ、學術ヲ研究シ、風俗矯正、勤儉貯蓄ノ途ヲ講ジ、實業ノ智識ヲ養成シ、國家ノ福利ヲ増進スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ノ目的ヲ賛成スルモノハ會員タルコトヲ得、但入會又ハ退會セントスルモノハ其旨會長ニ届ケ出テ、其承認ヲ受クベシ
- 第四條 名望アル人ニシテ本會ノ主旨ヲ賛シ本會ニ利益ヲ與フルモノハ本會ノ決議ヲ以テ本人ノ承諾ヲ得テ名譽會員ニ推薦スルコトヲ得
- 第五條 會員ハ左ノ各項ヲ遵守スベシ
 - 一、品行方正ヲ旨トシ、假ニモ不行跡ノ振舞アルベカラズ
 - 二、質素ヲ旨トシ、贅澤ニ流ル、コトアルベカラズ
 - 三、平素ハ勿論、休日ト雖モ、自己ノ體力ニ應ジ業務ニ勉勵シ、假ニモ懶惰ニ流ルベカラズ
 - 四、身分不相應ノ交際ヲ爲スベカラズ
 - 五、時間ヲ嚴守シ、公私ノ會合其他約束ノ時間ニ違ヒ、無斷不參ヲナスベラズ

- 六、業務ノ餘暇、草履、繩等ヲ作り、其收入ヲ以テ貯金ヲ積ミ立ツルコト
- 七、博奕其他猥褻ノ行爲ヲナシ、風俗ヲ害スルノ行爲ヲナスベカラズ
- 第六條 本會ノ主旨ニ背キ前條各項ニ背犯シ又ハ其ノ風評ヲ受ケタル者アリタルトキハ、役員ニ於テ戒告ヲ加ヘ、警テ犯行ニ陷ラシメザルコト
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 會長一名、副會長一名、幹事二名
- 第十一條 本會ノ役員ハ會員中ヨリ選舉シ、任期ハ總テ一ケ年トシ、滿期再選スルコトヲ得
- 第十二條 本會ハ業務ノ餘暇及夜間之ヲ開キ、第一條ノ目的ヲ達スルタメ、教師ヲ聘シ讀書算術等ヲ習得シ、其他演說討論ヲナシ、會員相互ニ智識ヲ研磨スルコト、但學科時間ハ各時ニ定ム
- 第十三條 本會ハ會員ノ貯蓄心ヲ發揮セシガ爲、總會ノ決議ニヨリ貯金組合ヲ設ケ、會員ハ之ニ加入シ、郵便貯金ヲ預ケ入ル、モノトス
- 第十七條 第六條ノ規定ニヨリ再三戒告ヲ受ケタル會員ハ、本會ノ貯金其他ノ財産ニ關シ分配ヲ求ムルノ權利ナキモノトス、但總會ノ決議ニヨリ其幾分ヲ拂戻スコトアルヘシ

九、下市田學校同窓會

(長野縣下伊那郡村下市田)

本會は明治二十九年の創立である。始め青年研究會と稱して、學及圖書の購入をしてゐたが、明治三十六年、規定の一部を改正して單に青年會と稱し、勤儉力行、公共事業の發達を圖る事とした。後更に現在の名稱に改め、各般の事項に互つて實踐躬行を旨としつゝあるのである。

會員は下市田區内在住の下市田小學校同窓員中、年齢十七歳以上二十七歳以下の男子のみを以て組織する。滿年に及んで退會する者は、同窓會壯年團に編入する規定である。現在會員數約百名。未だ基本財産は無いけれども、會員一同が年々山野に勞働して數千圓の收得があるので、其一部を割いて本會の經費に充てゝる。

事業の現況は、(一)毎月二十五日夜總會を開いて談話演說等をする。(二)會員一名に付一回金十錢以上規約貯金をする、現在貸立總額四百有餘圓、冬季間は前記の會合を毎月二回とする。(三)毎年秋季に於て農産物品評會を開設する。(四)毎年十二月から四ヶ月間會員全部を村立實業補習學校に入學せしめて國語美術農業及藁細工を實習せしめ、猶別に篤學の徒を募り、年内を通じて毎土曜日の午後五時間、冬季は木土兩日の午後、小學校職員に就いて修身、國語、算術、農業の教習を受けさせる。(五)毎年一月十五日及各大祭日の當夜圖書館に會合を開き、初學者の質問に應じ且つ圖書貸借を爲す。(六)積年の圖書を基礎として明治三十六年寄附金を募集して圖書室を開いた。現在その基本金二百五十圓を

有し、圖書一千五百餘冊を藏してゐるのである。(七)日露戰役中
團員は山野に勞働し、其得た所から三十餘圓を恤兵部へ獻金し、
且つ出征軍人の遺族を慰藉した。(八)明治三十八年から土工を起
して磯崎不毛の地を拓き紀念公園を設けた。茲に出來た各種草木
園の廣さ四百餘坪、移植せる植物三百七十餘種である。(九)養蠶
短期講習會を開くこと九回。(十)風紀改善の目的から、一定の目
印を付けた提灯を製し、會員夜間外出の時は必ず之を携帯する事
にした。又便宜の場所に目安箱を置いて、毎月役員會の節開函し
一般團員の動靜を審議するの參考とする。將來は益々是等事業の
完成を期し、相戒めて向上の一路に進まんとしてゐるのである。

下市田學校同窓會規則(抄録)

第一條 本會ハ高等小學校卒業者ヲ以テ組織ス、但學區内ノ住民ニシテ義務教育ヲ卒

ハ、學齡滿期ニ至レル者ハ普通會員トシテ入會スルコトヲ得

第二條 本會ノ目的ハ舊情ヲ温メツ、智徳ヲ修養シテ人格ヲ高メ、以テ實用ノ材タル
ニ在リ

第三條 本會ハ下市田學校同窓會ト稱シ、會所ヲ同校内ニ置ク

第四條 本會ノ事業ハ學術上實業上ノ談話研究及短期講習其他生業上ニ關スル諸般ノ
調査ヲ爲シ、時宜ニ依リ修學旅行、遠足運動ヲナスベシ

第五條 本會ハ長上ヲ尊敬スルノ趣旨ニ則リ、學區内ノ老人ヲ招待シテ尙齡會ヲ開ク
ベシ

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

(一) 會長一名 下市田小學校長ヲ推薦ス

(二) 主 監一名 下市田區長ヲ推薦ス

(三) 參事員七名 終身會員中ヨリ互選ス、任期三年

(四) 幹 事五名 各部ヨリ一名ヅ、會長之ヲ指命ス

第八條 會員ヲ分チテ普通會員、終身會員トシ、普通會員ヲ以テ青年團ヲ組織ス、
其細則ハ別ニ之ヲ定ム

第九條 會員二十六歳ノ初期三月マデ繼續シテ其義務ヲ果セル時ハ、終身會員トシテ

總テノ負擔ヲ免除ス、但兵役ニ服セル期間ハ繼續ト見做ス

第十一條 會員ハ會費ヲ納メ且勞働ヲナシテ基本金ヲ蓄積スルノ義務アルモノトス

第十二條 會員ハ會費トシテ毎月太繩一把ヲ納ムベク、新ニ入會スル時ハ、入會費トシテ太繩十把ヲ納ムベシ

第十三條 本會ノ諸費ハ基本金ノ利千ヲ以テ之ヲ辨ズ

一〇、茂呂青年協和同盟會 (栃木縣上都賀郡 北犬飼村茂呂)

茂呂青年協和同盟會は明治四十三年に文部大臣から成績優良の故を以て表彰された團體である。本會は明治二十四年北犬飼村大字茂呂の青年有志が設立したもので、最初は單なる學術研究の會であつたが、別に三十二年に同字内に矯正會が起り、三十六年には青年俱樂部も組織され、三十八年には甲辰俱樂部の設立をも見たので四箇の會が各優勢を競つた。そこで本會は四會合同を提

唱して、明治三十九年を以て目出度く其合同が成立し、現在の名稱を採つて統一ある組織としたのである。會則は左の通。

茂呂青年協和同盟會會則(抄録)

第一條 本會ハ北犬飼村茂呂青年協和同盟會ト稱シ、北尋常小學校ニ設置ス

第二條 本會ハ通常會員、名譽會員、贊助會員ノ三種ヲ以テ組織ス

第四條 本會ハ戊申詔書ヲ奉戴シ、和親協力主義ノ發展ヲ期シ、根本的農村ノ改善振

興ヲ計ランガ爲メ、左ノ事項ヲ遂行スルヲ以テ目的トス

- 一、本會員タル者ハ相互ニ同胞ト等シキ交誼ヲ保チ、精神的結合ヲ完美ナラシメ、協力一致、家業ヲ勵ミ、風俗ヲ矯正シ、勤儉貯蓄ヲ勉メテ、會員ニシテ不幸天災又ハ非常ノ災厄ニ遭遇シタル場合ハ勿論、吉凶相慶弔シ、専ラ誠實ヲ旨トシ、相扶助スベキコト

- 二、本會ハ教育、衛生、農蠶ニ關スル講習會又ハ農産物種子交換品評會、及系統的夜學會ヲ開催シ、以テ智能ノ啓發ヲ促シ、不撓不屈ノ膽力ヲ練リ、剛健ノ慣習ヲ養成シ、尙武ノ志氣ヲ壯大ナラシメンガ爲メ、擊劍、弓術練習會ヲ開催スルコト

第十條 本會會員ハ戊申詔書及獎勵金交付記念ノダメ、義務貯金トシテ明治四十二年四月ヨリ向フ滿十箇年間ヲ一期トシ、金一圓二十錢ヅ、毎年一月二日必ズ本會ニ持參シ蓄積スルモノトス、但義務金ハ不時ノ災害其他非常ノ場合ヲ除クノ外、規約年限中ハ必ズ拂戻シ請求ヲ爲サルコト

第十一條 本會ハ義務金、寄附金ヲ以テ資産トシ、貯金資産ハ確實ナル銀行若クハ信用組合ニ託シ、本會員産業資金トシテ貸付ヲ爲スノ外、他ニ利用スルコトヲ得ズ、但貯金利子ハ信用組合又ハ銀行規定ノ預金率ニ據ツテ計算スルモノトス

第十二條 本會員ニシテ資金貸付ノ請求アルトキハ、其用途ヲ調査シ、金額ヲ定メ、幹事及顧問ノ承認ヲ經テ、二人以上ノ保證人ヲ立テシメ、辨濟期間ハ一ヶ年内ニ於テシ、利率ハ年一割トス

第十三條 本會ニ要スル經常費ハ、義務金ト、會員ヨリノ毎年金三十錢ヅ、ノ出資ヲ以テ之ヲ充テ毎年一月二日必ズ納入スル義務アルモノトス、經常費ハ毎年一月以前ニ豫算案ヲ作成シ、幹事會ヲ經テ總會ノ承認ヲ經ルモノトス

第十四條 本會定期總會ハ毎年一月二日、通常會ハ春秋ノ二回トス、但臨時會ヲ開催スルコトアルベシ

斯くの如くにして、總會と通常會に於ては、衛生、教育、農蠶業に關する専門家を招聘して、其講演を聴くのを例として居る。體育養成の方面では、三十七年來擊劍道具を備へ付けて會員に練習させ、併せて尙武心の鼓吹に努めてゐる。三十九年一月の年頭三ケ日、農産物種子交換、農家の副業たる藁細工、裁縫品、教育品などの展覽會を尋常小學校内に開いた所が、會員は皆其努力の結晶たる作品を出陳して、成績頗る見る可きものがあつたので、爾來時々之を催す事になつてゐる。

本會では去る明治三十九年から毎年冬季三ヶ月間（十二月より二月まで）、午後七時から二時間づつ、小學校長指導の下に夜學會を開いて、修身、讀方、算術、諸願届書式等に就いて講習をし、農家に必要な講話を聴かせるのである。生徒數約五十名、青年

風紀の改良にも少なからぬ効果を齎らしつゝある。

本會では戊申詔書の御趣意を奉體して、明治四十二年の六月から向ふ十ヶ年間、年々一圓二十錢づゝ貯金をする義務あるものとし、十ヶ年後には元利合して一千八百七十九圓餘に當る勘定で目下着々實行しつゝあるのである。又四十二年に縣から下付された奨勵金を基本として記念林を設置し、將來會の基本財産たらしむるの基礎を立てた。

本會の會合に方つては、其の初めに必ず戊申詔書若くは報徳訓を捧讀する事になつてゐる。是は會員をして日夜に之を服膺せしめ、實踐躬行の績を挙げしめんが爲めである。又三大節には必ず國旗を掲揚して愛國敬神の意志を表すべき規約である。

毎月十五日は本會會合の定日であるから、其日と、從來慣例の

農休日には、規定の會場を集つて、新聞雜誌を讀むとか、繩綯競争をやるとか、藁細工をするとか、或は娛樂的に擊劍弓術の練習などをし、時には團體旅行を企てたりして、専ら精神の修養慰安に資する事にしてゐる。集會の時間は成るべく勵行する様、互に注意しつゝある。

壯丁の送迎及冠婚葬祭等の舉式に際しては、成るべく質素を旨とし、殊に葬禮佛事に關しては、酒を廢止したいと云ふ希望の下に、目下着々運動中であるから、遠からず村内の風習を之に向つて誘導する事が出来るであらう。

會員又は其家族の死亡した場合は、會から弔詞を贈り、天災病氣等で種まき刈取などの時季を失する虞のある家があると、會員は勞力を以て其家を助ける事になつてゐる。

一一、長讚青年會同志會

(茨城縣眞壁郡長讚村)

吾人は本村に於て能く整理された各種の組織を見ることが出来る。青年會といふも他の町村に於けるが如く孤立偶發的のもので無い。小學校、婦女興風會、母の會、村民、是等は皆青年會と交渉があり聯絡を保つて活動し、相互相互作用して夫々特殊の效用を發揮して行く處は、如何にも行届いたもので、畢竟するに中心人物が本村内に豊かである事を思はせる。

青年同志會と性を異にして對立するものは婦女興風會である。

是は明治四十四年三月の創立で、婦女子の自覺向上、家庭の改善等を目的として設立せられ、例會を一、二、三、四、八、十、十二の各月に一回づゝ開いて講話講習等を行ひ、又老人尊敬の意味で、年

二回村内の年寄を招いて慰藉會を開く。本會は主として學校職員、並に役場員等の盡力によつて成立つたものである。

婦女興風會には、次の會歌がある。

- 一、長讚の村にそよくと、
若草咲ける興風會、
女の道なみがまし。
- つどひくゝて諸共に、
敬神、尊祖、貞淑と、
はげみくゝて守るべし。
- 二、道の數々ある中に、
遜讓、愛敬、親切は、
匂ふ心の誠をば、
君の御爲に盡さなん。
- 三、作る飾るの花よりも、
みがきくゝて國のため、
會の光りをかゝやかし、
- 四、長讚の村のいや長く、
筑波の山のいや高く、
會の譽れを揚げよかし。

青年會は名譽、普通の兩會員を以て成る。現會長高松市郎氏は本村名門の出で、人と爲り剛毅にして信念の強い人である。明治三十九年に擧げられて本村收入役となつたが、事務を行ふこと敏

活、一度信ずる所があれば萬障を掃つて斷々乎として之を實行すると云ふ様な人格で、人に推服されてゐる。明治四十三年四月、氏は遂に衆望を負うて村長に就任し、現に其職に在る。孜孜として村治の發展に努力を吝まぬ結果は、每期納税に一人の滞納者も出さぬといふ好成绩を示してゐるのである。村内に協同一致の美風を起して、縣是の實行村として指定されるに至つたのも、同氏の功が與つて力あるのである。日露の大戦後、國家の發展につれて、世は青年會の設立を要求するに至つたので、爛眼なる氏は東奔西走して會員七十四名を募り、三十九年四月を以て發會式を舉行した。是が本會の起りであつた。次いで長讚南部青年同志會を併合した。爾來氏は自から進んで鋤鋤を携へ、身を以て衆を率ひつゝ、會員を督勵してゐる。されば氏は毎に會員欣慕の標的となる。

つてゐるのである。是が爲に本會發展の勢は駭々として旭日東天の狀あり、曩に郡教育會及縣から優良青年會として推賞せられ、後更らに文部省からも選奨の榮を荷つたのも偶然では無いのである。

本會の副會頭渡邊覺太郎氏も亦會の發展に盡した殊勳者の一人である。氏は明治八年本郡中村の出生、縣師範を卒業後本村小學校長として赴任して以來、普通教育の充實改善を圖り、校是を制定して、本村教育の面目を改めた事が多い。氏は今本會副會頭兼第二部主任として、青年會と家庭との聯絡、風紀の改良等に眞摯な努力を傾けてゐる。青年の補習教育に關しては氏の最も留意する所で、嚴冬寒風を冒して毎夜分會事務所に出張して講話をするなどに見ても、其熱心が知られるのである。此外、國府田政之、

飯泉幸平、市毛利與三郎等の諸氏が、或は經濟的方面に、或は修養研鑽の中心になつて、熱心に會員を指導扶掖してゐるなど、其勞や多とすべく、本會の前途實に洋々たる希望に満ちて居る次第である。

夜學會、圖書購讀、巡回文庫、特別講習、會報の發行等は、本會事業として最も盛大に行はれる。又時々、幻燈會、講演會等も開催して智的方面の開拓をする。小學兒童通學道路の修繕や、學童出席督勵事業の如きは、本會と學校と家庭との三者を結び付ける所以で、甚だ面白い。實務的事業に於ては、荒蕪の田野を開墾する、試作地を設置する、繩を綯つて貯金する、閑時を利用して農事の講習會を企てる。其他産業品評會、農作種子交換、病蟲驅除の研究、麥奴豫防、藁細工競技會などを行つてゐる。明治三十

九年に開催した南瓜品評會は實に本邦に於ける品評會の嚆矢であつた。又道路の修繕、罹災村民救助、互助、消防援助等も本會事業の一である。會員の身心を鍛鍊する爲には、柔道部の設があり又時々筑波登山も試みられる。壯丁の兵事教育、入營兵の送迎なども、本會主催の下に毎年執行されるのである。

夜學の教科目は、修身、國語、算術、農業の四とし、村内四箇所に開設して、十二月一日から三月末日まで隔夜に教員が出張して教授する。授業料は一切徴收しない。會員は毎年七八十名である。巡回文庫は特志家の寄附によつて成り、八函四百八十冊を備へ、日を定めて村内を巡回し、以て會員の閲に供する。會では又年に二回、懸賞課題を出して會員の作文を募集し、之を『志友』と名付けて回覽させてゐるのである。

毎年十一月、神嘗祭の佳日、此日は全會員が筑波登山の壯舉を試みる當日である。天空一碧拭ふが如くに晴れ互つた秋の日の光を浴びて、颯々の風おのづから肌に心地よき時、紫匂ふ筑波の峯に立つて、天邊に長嘯するのは、男兒快心の至りである。本團員の潑刺たる士氣を鼓舞すべく、斯かる時に高唱する會歌は左の通りである。

- 一、兀、凌霄の筑波山、
そが清冽と豪壯の、
- 二、忠孝節義健實の、
元氣憂奮至誠もて、
- 三、赤裸六尺、昂然と、
體軀鍛えん耕耘の、
- 四、若し夫れ構ふ寇あらば、
墻壁となり、泰嶽の、
- 眞澄の鏡か櫻川、
正氣を承けし簑笠の兒。
世の建設に潑刺の、
犠牲とならむ鐵骨漢。
重き任務を自覺して、
野に活動も君の爲。
鋤鋤を捨て、潔く、
寧きに措かむ墳墓の地。

五、皇國の眞柱動きなく、
充實完成誓はなむ、

光威を永劫に大正の、
長讀青年同志會。

本會で行つてゐる繩紉貯金は、現今社會の各方面で行はれてゐる寄附金募集の、不見識にして意氣地なきを慨嘆して、會員自らの汗を以て維持費の一部に充てんが爲に爲されるもので、實に獨立獨歩の意氣尊重すべきであると謂はねばならぬ。自治といふ事は先づこゝから出發して行かねばなるまい。

本會の基本財産は、本部基金八十五圓、分會基金六十圓、外に建物一棟(三十六瓦葺)、書籍雜誌(見積百二十圓)、機械器具(見積五十圓)である。

以上は本會の概観である。組織の極めて完備した本會の如きが著々として理想に近い成功を收めつゝあるのは、吾人年來の主張

を裏書するものであつて、甚だ喜ばしい事である。

長讀青年同志會會則

第一條 本會ハ忠孝節義至誠勤儉ヲ基トシテ、智徳ノ修養、風紀ノ振肅、會員相互ノ親睦、實業ノ發達、教育ノ上進等ヲ計リ、以テ本村ノ平和繁榮、國家ノ發展等ニ貢獻シ、人生ノ幸福ヲ増進セシムルヲ以テ目的トス

第三條 本會ノ事務所ヲ長讀尋常小學校内ニ置ク

第九條 會議ヲ通常總會、臨時總會、役員會ノ三種トス

通常總會ハ毎年三月一回之ヲ開キ、臨時總會ハ左ノ場合ニ開クモノトス

一、役員會ニ於テ必要ト認メタルトキ

二、會員十名以上ヨリ會議ノ目的及召集ノ事由ヲ具シテ請求アリタルトキ

役員會ハ會務執行上必要ト認メタルトキハ隨時之ヲ開會ス

第十二條 本會ニハ本村行政區域ニ依リ分會ヲ設置スルモノトス、但二區以上聯合シテ分會ヲ設置スルコトヲ得

第十三條 本會ハ分會ヲ指導監督ス

第十六條 本會事業ノ執行ハ便宜ノタメ左ノ諸部ヲ置ク

一、第一部 二、第二部 三、第三部 四、第四部

第十七條 各部ニ主任一名、部員若干名ヲ置ク、但各部主任及第一第二部ノ部員ハ役員會ニ於テ之ヲ囑託シ、其他ノ部員ハ各部會ニ於テ選舉スルモノトス

第十八條 第一部ニ屬スル事項左ノ如シ

一、會報發行ニ關スル件(以下「ニ關スル件」ヲ省略ス)

二、分會ノ指導

三、貯蓄

四、會員說諭

五、各分會及其他各地ニ出張講演

第十九條 第二部ニ屬スル事項左ノ如シ

一、補習教育

二、圖書閱覽

三、講話、演說、討論等ノ諸會

四、風紀改善

第二十條 第三部ニ屬スル事項左ノ如シ

一、耕作地

二、農産物品評會

- 三、文武藝
- 四、農事講習
- 五、種子交換、病蟲害共同驅除等
- 六、其他農事改良
- 七、旅行見學

第二十一條 第四部ニ屬スル事項左ノ如シ

- 一、道路、橋梁等修繕
 - 二、公衆衛生
 - 三、用水惡水等浚渫
 - 四、防火防水
 - 五、救濟慈善
- 第二十三條 本會ノ經費ハ會費及會員共同勞役收入金ヲ以テ支辨スルモノトス
- 第二十四條 本會ニ入會セントスル者ハ、會員二名以上ノ紹介ニ依ルモノトス
- 第二十六條 本會員ニシテ他ノ範鑑タルニ足ル善良ナル行爲アリタル者ハ表彰スルモノトス

青年會の別働隊ともいふべき自省會は、自省と克己とに依つて

智徳の修養と人格の向上を圖り、自省己克の實行者相議して、毎月一回例會を開き、席上各自實行の狀況を報告し又は徳望家の講演を聽く事になつてゐる。是も亦面白い考である。

第二編 中部地方

一一一、貝渚青年義團

(千葉縣安房郡
鴨川町貝渚)

文豪馬琴の傑作『里見八犬傳』の主人公里見氏の居城として、其物語に現はれてゐる安房の國、英雄僧日蓮の出生地として光を放つ小湊の濱、これらの背景に彩られて生長し來つたのは、我が鴨川町の貝渚青年義團である。團は明治三十二年、町内の有志白井吉三、粕谷豊吉の二氏が時代の傾向と社會の進展とに鑑みて首唱設立する所に係る。目的は教育の普及と徳育の修養實踐併せて鎮守の祭禮神事を掌らうといふのである。

團員は十五歳以上三十八歳以下の當區現住者を以て組織し、二

十五歳迄を少壯團員と呼び、其れ以後を正團員と呼ぶ。夜學會講話會等を開催する外、年二回總會を開く。夜學會には、丁年迄の少壯團員は必ず出席せねばならぬ義務を有つものとし、相戒めて風儀を正し學業を勵んでゐる。毎夜缺席者は多くも兩三名を超えず、好成績を示してゐるのである。會場は區内にある小學校教員の住宅を以て之に充て、期間は毎年十月一日から翌年四月三十日迄、毎夜二時間づゝ教授を受ける。この補習教育事業は本團の特色とも謂ふべく、效果頗る顯著で、一般青年の風紀を良好に導く力少なからず。去明治四十三年に遂に文部大臣から賞金を授けて表彰せらるゝ所があつたのは、大なる名譽と謂はねばならぬ。全體當區民は誠に協同一致の精神に富んでゐる。従つて本團員も能く團の統制に服し、毎年一回出稼を共同でやつて、團費を調

達するのである。團長は吉田熊二氏が其任に當つて熱心指導の勞を吝まず、團内を四部に分つて夫々部長を置き、別に少壯團長が二名あつて、事務、會計等を處理して行く。各役員任期は二年とし、團長又は部長は、三十歳以上の者を總會の時に無記名投票で選舉するので、各部から一名づつを選出する定である。經費は村の補助金や有志の寄附金で大抵間に合ふが、不足のあつた時には、團員が分割負擔する事になつてゐる。年一回決算報告が正しく行はれる。

貝渚青年義團團則(抄録)

- 第二條 本團ハ本區鎮守氏神ニ奉仕シ、例祭、臨時祭、及例月夜祭等ニ相當ノ神事ヲ執行シ、併セテ青年ノ補習教育并ニ徳義ノ増進及實踐躬行ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第三條 本團ノ目的ヲ達スルヲメ左ノ事業ヲ行フ
- 一、少壯團員教育補習夜學會

二、講話會又ハ講習會ヲ開設スルコト

第四條 本團ハ毎年正月十四日九月十四日ニ總會ヲ開ク、但必要アル時ハ臨時會ヲ開クモノトス

第十六條 團員ハ凡テ祭事總會ニ無斷不參又ハ退場チナスコトヲ得ズ、已ムヲ得ザル事故ノタメ出席スルコトヲ得ザル時ハ其旨届ケ出ヅベシ

第十七條 本團ノ制裁左ノ如シ

- 一、譴責
- 二、雜役
- 三、除名

第十八條 少壯團ニ於テ計畫スル新規ノ事業ハ、團長ノ承認ヲ經ルニ非ザレバ施行スルコトヲ得ズ

前に記した如く、補助教育は本團の特色であるので、之に關する規定も亦整つてゐる。其一二を言へば、夜學會の管理は義團長と部長とに於て之を掌り、義團長は、會の開閉、會計、其他一切の總務に當り、部長は義團長を補助して、十五日交代に毎夜夜學會の現場に臨み、會員の出席、風儀の如何を監視する。少壯部長

は又夜毎一人づ、夜學會に出席して、夜學會員を督勵し、風儀を紊す者があれば之を戒しめ且つ團長に報告する。又會員中から當番を定めて、室内の掃除や机の排列をさせる。會場の火の元に用心する。出席簿、日誌、會計簿を記す。會員が缺席三日以上に及ぶと、其理由を調査して團長に報告するのである。それから夜學會の開閉、會員の氏名は、毎年義團長から區長に報告し、區長は村役場を経て小學校長に報告することになつてゐる。

一三、甲南智德會 (埼玉縣秩父郡名栗村)

秩父郡は突兀たる山地が多く、關東平野の西北端に接して、土地礪确、寒氣が強、人煙は比較的稀薄である。本會は此奇岩怪石の連山の間に生長したのである。

飯能町から約三里を北すると、そこに名栗村がある。我が甲南智德會は上名栗の第一尋常小學校内に置かれてある。明治二十二年、土地の有志に依つて企畫され、其初めは青年風儀の矯正と學力の鍊磨とを目的として、講話會や討論會などが時々開かれてゐたが、其後共盛會と改め、二十三年の七月に更に交詢會と改稱し三十一年に上名栗同志會と合同して今日に至つたのである。

本會の目的は、教育勸語の趣旨を遵奉して智德を鍊磨し交誼を厚くし社會の改善を圖るに在る。現在正會員は百七十名、名譽會員十名、准會員五十名、贊助會員三十名で、正會員から毎年一月四月八月の三回に毎回五錢宛を徴收して、之を會の經費に充て、造林事業から收得する利益の百分の五を基本金に繰り入れ蓄積する。

本會の事業は夜學會、新聞雜誌の廻覽、討論演説、町村制の輪讀、卑近必要なる諸法令の輪讀、兵士の送迎、勸業に關する講話等から、或は展覽會品評會、幻燈會を開き、或は模範青年を表彰し、或は農林業短期講習會を開設して農事の改良を圖り、試作場を設け、種子の共同購入を爲し、害虫驅除に努め、又共同貯金を行つて會員各自獨立生計の基礎を造るなど、著々として實績を擧げてゐる。

役員は、會長副會長各一名と、理事二名と、及會計一名を置いてある。毎年一月三日には總會を開き、必要の場合には臨時總會を開く事もある。總會の席上に於ては、『花と匂へる吾が會は』の會歌合唱に始まつて、諸般の報告や議題の討議、三名以上から提出した意見書の協議、演説などを試みる。又三月の役員會では、

次年度の經費豫算を議定するのである。

本會には『常備金』なる名目の下に平素金五圓迄を會計係の手許に備へ、其他は會計係の名義で銀行又は郵便局に預け置く。其通帳は會長の手に保管するのである。

會員が兵役義務に服した時には、會は餞別として五十錢を贈り又除隊の場合には歓迎の意を表する爲に三十錢を贈るのである。其他會員の死亡の場合には、弔意を表して三十錢を贈與する。

本會の部會三箇の中、第一部會では、明治三十七八年戰役紀念のために、且つは勤儉貯蓄の美風を養成し、併せて本村の特業たる林産の發達を圖り、一面又本會基本財産造成の目的で、植林を行つた。其方法は、區有林を收益半分の約束で借入れ、之に杉、扁柏等を植ふ付けた。此植付數百本を一口とし、會員は必ず一口

以上の植付を引受ける義務があるものとして、毎年次の口数を記載した連名簿を調製して置く。此造林の費用は各自の口数に応じて負擔させるが、現役又は應召軍人に對しては、苗木代を徴するのみで、植栽や保護に要する費用は、其不在期間中之を免除する仕組になつてゐる。而して林木の伐採時は、植込の時から二十五年目とし、伐採の收得金は、諸費用及權利者に納める契約金を差引いて、残額の百分の五を基本金に繰入れる。で、連名簿に記された會員が死亡した場合には、在籍の戸主が相続者或は管理者を定め、襲權料として十五圓以内を會に收めさせて、加入證券を書換へる。連名加入者にして三箇年間義務を果さぬ場合は、既得權利の一部又は全部を沒收せられる規定である。

第三部に於ては、秋蠶飼育を獎勵し、圖書館を設け、基本金造

成の目的で植桑を試みてをる。桑園地は上名栗の内、字石神向、町田寅次郎氏の所有地を永小作の契約で借入れて之に充て、會員は此桑園管理に要する夫役及一切の費用を負擔する義務のあるものとする。それで、毎年會員の手で肥料の調製や耕作の實習をする。生産した桑葉は役員協議の上、時價を以て賣却するのであるが、相當の収益を擧げる事が出来るいふ事である。此桑園を處理する爲に別に役員を置いて、其任期を六箇年とする。即ち世話係四名、會計係一名で、是等の人々が植栽、枯損木補植、除草の調査、肥料の購入、施肥、其他桑園保護に關する一切の事務を扱ふのである。

以上、甲南智德會の概要であるが、本會は明治四十三年三月、文部大臣から補習教育の施設宜しきを得て成績優良であるとの理

由に依り、金三十五圓の奨励金を交附された名譽の歴史を有つて
ゐる。吾人は會の理事者と會員とが益々奮勵して、他日の大成を
期せられんことを希望するのである。

甲南智徳會規則(抄録)

第四條 本會事業ノ概目左ノ如シ

- 一、補習學術研究會ヲ開設スルコト
- 二、學術講話會ヲ開催スルコト
- 三、夜學會ヲ開設スルコト
- 四、青年風儀ノ改善ヲ謀ルコト
- 五、模範青年ヲ表彰スルコト
- 六、展覽會品評會幻燈會等ヲ開催スルコト
- 七、新聞雜誌ヲ講讀スルコト
- 八、通俗圖書館ヲ設クルコト
- 九、新聞揭示場ヲ設クルコト
- 十、農林業短期講習會ヲ開設スルコト

第五條 本會々員ヲ左ノ五種トス

- 一、正會員 年齢十七歳以上ノ者
- 二、特別會員 正會員ノ年齢四十歳以上ニ達シタル者
- 三、名譽會員 本村内小學校職員及本會ニ對シ特ニ裨益ノ行爲アル者ニシテ本會役

十一、植林事業ヲ經營スルコト

十二、農事改良ヲ謀ルコト

十三、試作場ヲ設クルコト

十四、農作物種子ノ共同購入ヲナスコト

十五、害虫ヲ驅除シ益蟲保護ニ努ムルコト

十六、共同貯金ヲナスコト

十七、基本金ノ貯積ヲナスコト

十八、體育ヲ奨励スルコト

十九、兵士ノ送迎ヲナスコト

二十、兵役服務ノタメ其家族ノ窮困セル場合ノ補助ヲナスコト

二十一、女子教育ヲ奨励スルコト

二十二、其他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

員會ニ於テ推薦シタル者

四、准會員 年齢十七歳未満ノ者

五、賛助會員 本會ノ事業ヲ賛助スル者

第九條 本會ノ目的ヲ達センガ爲メ左ノ部會ヲ設ク、但部會規則ハ別ニ定ムル所ノ準則ニヨリテ調製シ本會ノ承認ヲ經ルモノトス

第一部會 其區域ハ下名栗尋常小學校部内トス

第二部會 其區域ハ上名栗第一尋常小學校部内トス

第三部會 其區域ハ上名栗第二尋常小學校部内トス

第十一條 部會ニ要スル費用ハ總テ本會ヨリ支給ス

第十五條 本會ハ毎年三月、七月、十二月ノ第一土曜日ニ役員會ヲ開會ス、但役員會

ハ本會役員及各部會長ヲ以テ組織ス

第十八條 會合ノ際ハ確ク時間ヲ守リ、若シ事故アリテ缺席スルトキハ其理由ヲ届ケ出ヅベシ

第十九條 本會々員ニシテ左ノ一項若クハ數項ニ抵觸スル者ハ役員會ノ決議ヲ經テ除名ス

一、本會ノ目的ニ違背シテ不正ノ行爲ヲナシ改悛ノ見込ナキ者

二、一箇年以上會費滞納ノ者

三、在村ノ正會員ニシテ三回以上總會ニ引續キ無届缺席スル者

第二十條 本會々員ハ小學校ニ於テ儀式舉行ノ際ハ成ルベク參列スルコト

前に書漏したが、正會員及准會員で六ヶ月以上他行する場合に、行先地を記して本會に届け出でる事になつてゐる。是は一には會員の體面を維持させる方便、一には相互の消息を知りつゝ、親睦を深くさせようといふので、此届出をした者は、不在中會費を免除する規定である。

本會には會員徽章があつて、會員の五種類を明かにする様に、正會員は紅色、特別會員は黄、名譽會員は紫、准會員は淡紅色、賛助會員は緑と、夫々色別をし、絹糸の丸紐を直徑鯨尺六分の大きさに梅花形に結んだのを、左胸部に佩用する事になつてゐる。

佩用の場合は、小學校の儀式に參列する時、本會の總ての集會に出席する時、兵員送迎の時、其他會長から特に指定した時等である。

一四、戸倉青年會 (東京府南多摩郡戸倉村)

戸倉村は帝都に百萬の市民に生活上缺く可らざる飲料水を供給する多摩川上流の地に位し、優良村として遠近に名を馳せて居るが、本村をして此名譽を得せしめた原動力の一つは確かに戸倉青年會である事を忘れてはならぬ。

明治二十年の頃、戸倉村の村政は非常に紊れて、村は滅亡に瀕した事がある。其の時、村の青年有志が非常に之を嘆き、種々と奔走盡方して見たが、箇人の力では之を奈何ともする事が出来な

い。今は唯だ團體の力に依つて村政を整理するより外に良策がないと決した。そこで同志三十餘人を喩合して、明治二十二年町村政發布と同時に本會を組織し、村治を研究する事になつた。他の青年團とは創立當時の動機に於て大に異つてゐるので、本會は斯くして一村の柱石となつたのである。超えて明治二十五年、本會の主腦者は遂に迎へられて村名譽職として自治の衝に當る事となつたので、此機を以て本會は盛に村治上に活躍を試み、財政及事務を整理して、自治體の基礎を固め、遂に小學校舎の増築をさへ決行する事が出来た。斯くて村と團とは相駢んで隆々發達し、三十九年には團專屬の事務所兼俱樂部を建築し、内は團員各自の品性修養に努め、武術を練り學術を究めて、着々として向上を告げ三十七年更に會則を改めて、秩序的に學力の補充、體力の養成を

圖る事となり、其事業繼續して今日に至つたのである。

「日露戦争の際には、會員は勞力補助團を組織して、各自辨當持參で村内出征者三十二戸の物に耕作を補助した。其延人夫五百七十三人に上つたのであつた。又草鞋五百足を製し、軍需品として陸軍に獻納を願ひ出たが、採用されなかつたので、之を全部賣却して、得た金を出征家族に贈與し、同時に幻燈器を購入して、本會役員が會員を率ゐて各部落へ臨んで幻燈講話會を行ひ、村民に對して軍國民の心得や、矯風上衛生上の注意を促し、多大の効果を擧げた事は一般から認められたのである。又三十九年小學校の改築に際しては、休日を利用して勞力を補給し、其延人員百數十名に及んだ。此外、有益なる圖書雜誌を購入して村の圖書館に寄附し、獨り會員のみならず一般村教育上に裨益する所あらん事を

期してゐる。更に四十一年には本會の事務所を村に寄附して教員住宅に充てた。

本會では時々會員の總會を開いて道德に關する講話を行ひ、各自が人格の修養に資し、夜學部を設けて、小學校教員を帥として補習教育を受けて來たが、三十八年に至り、組織を擴張して青年夜學會とし、經費は初め會費と村教育會の補助とに俟つてゐたが四十年以降は全部（一ヶ年約五拾圓内外）村教育會で支辨する事になつた。但本會は之に甘んずる事なく、將來獨立で此經費を支辨する準備として、桑の培養事業を試み、以て資源を造りつゝある。夜學會には現今研究部、甲部、乙部の三部が置かれてある。

元來團體の盛衰消長は一に會員全體が共同一致の精神に富むや否やに依つて岐れるのであつて、本會が能く模範青年團として推

賞さるゝに至つたのも、畢竟鞏固なる團結力の然らしめた所に外ならぬのである。會員の緝睦は蓋村の圓滿一致と相映發して、戸倉の郷の光り輝く有様は、實に羨むべき状であるのである。戸倉青年團には左の團歌がある。

其の一

如何に楽しき我村よ、
吾等理想の農村と、
力は次等に進み行き、
顯はる今日の樂しきよ、

其の二

四圍に回れる山脈と、
控へて立てる城山は、
旗下に聞えし小宮氏の、
置きしと傳ふ屯倉は、

其の三

村治の基は定まつて、
共同一致の美しき、
公德上に産業に、
顯はる今日の樂しきよ。
清き流れの秋川を、
昔、小田原北條の、
守りし歴史を偲ぶべし、
戸倉の里のゆかりなる。

村の面積千餘町、
されば林業第一に、
發達進歩を計るべし。
我等の負へる責任ぞ、

其の四

我が責任を果すには、
體力膽力を修養し、
努めて倦まず撓まずば、
國の力は増さるべく、

其内九分は林野なり。
井びて農業、蠶業の、
勤儉貯蓄を奨むるは、
我等の負へる責任ぞ。

常に徳義を基として、
村是の實踐躬行を、
家と村とは榮え行き、
我等の望みは達すべし。

本會及本村の恩人として臆すべき人が二人ある。其一人は己に故人となつた前村長萩原角左衛門である。當時青年會長であつた氏は、紊亂せる村政を改革せんと、青年會を提げて奮然として銳意猛進した。後に選ばれて村長となるや、村治の面目頓に革まり昔亂村時代には教員の俸給さへ碌々拂へなかつた村が摸範村とし

て喧傳される様になり、遂に青年の理想が實現されて今日の村を招資したのである。他の一人は失張故人となつた前校長正田法四郎氏で、給料も受取れぬ難境に處して、自己の家財を賣拂つて纔かに其生活を支へつゝ、一面は小學教育に努力して他日の良後繼村民の養成に努め、他面は青年等を鼓舞獎勵して、遂に所期の彼岸に到達せしめたのである。氏死するの日、蓋村之を悼み、村葬の禮を以て厚く之を葬つたのは、決して偶然では無いのである。

一五、吉濱村青年會

(神奈川県足柄下郡吉濱村)

足柄は曾て稀代の賢哲二宮尊徳先生を出した。徳は弧ならず、其足柄下郡の南端、伊豆の大島を遙かに眺める處に、今、摸範青年會を見る事を得るのは愉快である。

本村は元町村制施行の際に、吉濱、鍛冶屋の二箇村が合併したもので、今はそれが二箇の大字を成してゐる。大字吉濱は、川堀東、中、西の四部落に分れ、之に鍛冶屋の一部落を加へて、地理上五部落に分れてゐる、従つて本青年會も亦五部の別があるのである。

各部には昔から若衆組と稱する青年の團體があつた。そして火災、水難の防除に従事してゐた。是等の青年組は各々一個の事務所兼集會所を有し、組員中の年少者を此處に宿泊せしめて、夜學をする傍ら、非常警備の任に當らしめて居たのである。明治二十二年に消防組規則に據つて吉濱消防組の設置せらるゝに當つては其組員が悉く青年會員から選び出されたので、其以來、消防組に缺員の出来る毎に青年組から補充する事になり、従つて青年組と

消防組とは離る可からざる關係を持続して來たのである。前述の如く、青年子弟の教養の怠る可らざる事を認めて、之を本村に實施したのは古い事で、明治十八年頃には既に各部の人民總代其他篤志家の誘導で幾度か夜學を開催する運びになつたのである。けれども一般世間が學問の必要を認めず、子弟の向學心も薄かつたし、且つは教授の方法も宜しきを得なかつた物か、興廢常ならぬ有様であつた。然し時運は進轉して、明治二十九年に及び、鍛冶屋部の青年が先づ堅實な夜學會を設け、尋いで三十二年に至り、之に刺戟されて吉濱各部の青年組が又夜學會を開設し爾來引續いて秋冬春の三季、夜長の節を以て夜學會を全部に開く事となつたのである。斯くて普通教育の補習と同時に、青年風儀の矯正に一層の注意を加へた所が、極めて成績が良かつたので

三十九年に神奈川縣廳の許可を得て、鍛冶屋青年夜學會を改めて私立鍛冶屋實業補習學校とし、吉濱なる川堀、東、中、西の青年夜學會も改造して、尋常高等吉濱小學校附設第一、第二、第三、第四實業補習學校とし、各部落青年組合員の年少者を收容して、實業上及生活に必要な智識技能を授ける補習教育機關の設備始めて全きを見る事になつた。

斯くして明治四十年に至つて、五部落の青年補習學校が聯合して、吉濱小學校内に第一回の總會を開き、茲に統一的吉濱村青年會の設立を告げたのである。當時の會長は吉濱小學校長兼第二實業補習學校長瀬戸龜太郎氏で、副會長は吉濱村書記淺田岩次郎氏であつた。又幹事及其代理者は、第一部が小澤辨藏、小澤忠治、第二部が小澤桂治、力石豊二、第三部が家本清治、御守常吉、第

四部が井上銀藏、中村眞一、第五部は常磐徳福、内藤福太郎の諸氏である。

會員數は第一、二部は各二十四五名、第三部が約三十名、第四部が約四十名、第五部が六十名で、外に特別會員が十人程ある。會の資産は、第二部に郡村宅地六十七坪、木造萱葺平屋一棟(建坪九合四勺)、第三部に木造瓦葺平屋一棟(建坪十六坪)等、補習學校の校舍が主なるもので、維持方法は、第一部では毎年十一月から翌年三月までの部落夜警事務請負から生ずる利得、及部落の補助金、會員の平等負擔金等によつて、補習學校及青年會の費用に充てる。第二部も略ぼ同様で、第五部は基本金六百七十圓から生ずる利子と會員の負擔金とを以てする。其他富士水電會社の村内電燈代取集め方を請負ひ、之によつて得る手数料を會の收入とするのである。

現在の主なる事業は、實業補習學校と青年監督との二者で、實業補習學校では、毎年九月から翌年の四月まで、毎日午後七時から九時まで二時間、一週十二時間の授業を行ふ。教科目は修身、國語、算術(百分算求積まで)、農業で、年齢十四歳以上、尋常小學卒業以上の者を收容し、修業年限を三ヶ年としてある。此他、本會の事業として、夜警、消防事務幫助、祭典に於ける助力、山林植付下刈の事業、演說會運動會の開催、運搬事業、害蟲の驅除雜誌の回覽等が行はれ、更に、既に着手し若くは着手せんとしてゐる新事業としては、基本財産の蓄積、簡易文庫の設立、規約貯金の實行、農業實習地の新設及整理等が含まれてゐる。本會では、滿十四歳以上妻帯の日までは、青年は全部實業補習

學校に宿泊する習慣で、役場員や小學校教員が指導監督するのであるが、會員相互間の制裁も非常に強く、各自相誠めて自治的に活動し、他に誇るべき一特色を成してゐる。

本村の青年は、一般に信義に厚く、氣風も淳朴で、郡内に於ける青年の好模範として推されてゐるのは慶すべきである。鍛冶屋區内に住む前村長榎本吉太郎氏の如き、其他多くの良指導者があゝるのは、本會をして今日あらしめた一大原因ではあるが、會員の素質そのものにして斯く無かつたならば、決して優良團體たる事は出来なかつたであらう。

吉濱村青年會規定(抄録)

第一條 本會ハ當村青年ノ智識技能ヲ啓發シ、德義ヲ重ンシ、以テ向上ノ精神、善美ノ人格ヲ修養シ、殊ニ互ニ友愛ノ情ヲ厚クシ、以テ共同一致活動スルヲ得ベキ團體的精神ヲ陶冶シ、兼テ村内風俗習慣教育衛生實業等ノ改良進歩ヲ圖ルヲ以テ目的

トス

第二條 本會ハ吉濱村青年ヲ以テ組織シ、之ヲ通常會員トス、本會ニ於テ、村長、助役、收入役、書記、村會議員、神官、僧侶、小學校教員、官吏、軍人、其他德望藝術アル者ヲ推薦シ、特別會員トス

第三條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達センガ爲メ、毎年一月總集會ヲ開キ、三月、五月、七月、九月、十一月通常會ヲ開キ、其他必要ト認ムルトキハ臨時會ヲ開キ(但期日及時間ハ每會前會ニ於テ定メ或ハ役員會ニ於テ之ヲ定ムベシ)左ノ事項ヲ舉行ス

演說、講話、討論、會議ニ關スル件

茶話會其他有益ト認ムル事項

第四條 役員ノ選出及通常會員ノ納ムル會費納入等ニ關シ便宜ノタメ、本會員ヲ左ノ

五部ニ區分ス

第一部(川堀) 第二部(吉濱東) 第三部(吉濱中) 第四部(吉濱西) 第五部(鍛冶屋)

一六、道志青年會

(山梨縣南部留郡道志村)

甲斐絹の産地『郡内』は南北兩都留郡を總稱したものであるが、道志村は其南都留に屬し、郡中最も僻陬の地に在る。村は峡谷の間に介在して東西に長く七里に亙り、横濱水道の水源なる道志川の急潭が村の中間を貫いて、人家は其兩岸に點在し、善の木、神池、川原畑、竹本、久保の七部落を成してゐる。戸數三百六十戸に過ぎぬが、地理上小學校は四校に分れてゐる。何れも教員の住宅から參考書類、標本等に至るまで能く完備して、山間の學校とは思へぬ程である。これは村民の教育に熱心な爲めであらう。

青年團の設立されたのは明治三十九年で、會員は二百餘名を收容し、地勢によつて小學校を區域として四部に分れる。

本村の習慣として、古來田舎芝居其他の興行物が盛に行はれ、村民一般に遊惰の風があつたが、尙村内に博徒の親分があつて、

近郷近在は言ふも更なり、駿河、相模、武藏の諸國に多くの子分を有し、是等無數の徒が絶えず往來して盛に賭場を開くので、自然土地の青年も此惡風に感染し、男子にして賭博を爲さぬ者は意氣地が無いとして擯斥される程の有様、随つて飲酒、夜遊、其他淫靡の風は實に甚だしく、青年の多數は多大の借財をし、戸主で無くて金の自由にならぬ者は、無分別なる借用證を作つて一時の融通を謀り、利子の如きも恐る可き高利を取られたのである。其爲に一朝戸主となると、四方から債鬼が其門に迫り、忽ち破産を告げる様な者も少くは無かつた。

村の青年で池谷源一といふ男があつた。此人が日露戦争から歸つて見ると、村は今言ふ通り言ふに忍びぬ有様である。源一は長嘆した。如何に僻陬無知の人ばかりの土地とは言へ、此儘で數年

を經過したなら、村の滅亡は知れてゐるのに、之を救ふ人は無いのかと。彼は慨然として之を父兄長老に謀つたが、誰一人として彼れの言に耳を貸す者は無かつた。彼は遂に青年の先輩なる水越某氏の許に赴いて、青年團の組織を提議し、水越氏を團長に推し自分は幹事となつて、十數名の團員を噲合し、申合規約を定めて之が勵行に努むる事となつた。けれども賭博の流行は容易に防遏する事が出来ず、彼の努力も一片の空紙に過ぎぬかと思はれた。種々苦心の間に思ひ付いたのは『將を獲んと欲せば先づ其の馬を射よ』といふ諺である。彼は親分某を團員に引入れようと決心した。

或日團長と池谷とは親分某の家を訪ひ、青年團の組織から淳々として述べ、『青年は互に盟約して惡風を矯正し村内の利益を謀ら

んとするのであるから、どうか親分も我々青年の後援者となつて一臂の力を添へて貰ひたい』と頼み込んだ。處が親分は頗る佛頂面をして、『これは又意外なお話である。他に人もあるであらうに自分の稼業に相應はしからぬ此役目を持ち込まれるといふのは、お門違ひでは無いか。或は自分に稼業を罷めよとの謎であるかも知れぬが、夫は兩君方の大なる考へ違ひではあるまいか。何故ならば、自分は若年から五十餘歳の今日まで、此業のみをやつて來て生れて以來殆んど鋤鋤などは持つて見た事も無いのである。それを今日になつて眞面目に農業をやれと言つた所で、その出來よう筈は無い。斯様な間違ひの相談は眞つ平お斷り申す』とすげなく拒絶されて了つた。親分の言ふ處も一理なきにあらねば、兩人今は施すべき術なく、ほとく困却したが、斯くて止むべきで

無いから、又酒若干を買ひ調へ、再び親分を訪うて言ふやう『過日のお話は如何にも御尤に承はつたが、吾々は今更親分の稼業を止めよと云ふ者ではない。唯だ此の申合規約を勵行したいのである。親分も之は有益の事であると同意されたのであるから、どうか此勵行の爲に盡力をして貰ひたい。それには第一、吾々同盟の者が萬一賭場へ出入するやうな事があつてはならぬから、若しさういふ者のあつた節には、夫だけ内密に知らせて貰ひたいのである。どうぞ我團體の爲に、否一村矯風の爲に力を貸して貰ひたい』と頼み入りつゝ、携帶の酒樽を出して只管惻願したのである。博徒ながらも親分と立てられる位の男であるから『兩君方から斯くまで御熱心な御依頼とあれば、それだけは内々で引受けう』と答へたので、二人も始めて安堵して歸つて來た。其後一二箇月を経

た或日のこと、彼の親分が青年團の事務所を訪ねて來たので、何事かと會つて見ると、親分は『今日まで大に誤つて居た。今更懺悔しても及ばぬ事で、眞に面目ないが、今日只今から自分も斷然賭博を止め、及ばず乍ら諸君の爲に力を盡したいから、何事に係はず自分の身に應ふ事は命じて貰ひたい』と翻然大悟の話があつて、それから金品に勞力に、何くれとなく團體の爲に便宜を與へてゐるといふ事であるが、實に世間稀なる美談ではあるまいか。

團の最初の事業として、祭日休業日等を利用して道路の修繕をやつた。何にせよ今迄遊惰の惡習に染んでゐた青年等が、一朝にして此舉に出たので、父兄や近村の者まで、之は一時の熱に冒されてゐるもので正氣の沙汰では無いと取沙汰した。けれども一般の豫期に反して此公共熱は冷却せぬ許りで無く、或村道の如きは

青年團の仕事として餘り立派に出来過ぎた爲め、村會議員たちは『村會の権限を無視して青年が村政に啄を容れるのは不都合である』などと、飛んだ苦情を青年團に持ち込んだといふ程であつた。

それから團の規約の一として毎朝五時には必ず起床する事になつてゐるので、團員は順番に各大字を大きな鈴を振つて廻るのであつた。すると今度は安眠妨害だといふ苦情が村民から起きた。けれども團は其反抗をも妨害をも無視して、雨の日も雪の朝も屈せず撓まず勵行した。それでとうとう村民の習慣を改めさせて、今では之れが無くては時間が判らぬと向ふから希望する様になつた。面白い事には、先の博徒親分が自から進んで此役を引受け、毎朝率先してガラシと大字内を廻つて居る事である。斯くして青年團は最早雨や風では枯れぬ程に成長した。事業も日に

大きくなる。

本村々會は年々豫算討議に二週間以上の日を費すのを例としたが、僅か三千圓足らずの村費を議するのに此長日時を要するには何か弊風があるに違ひないと、或時團員は申合せて村會の傍聴に出掛けたのである。村會議員も其手前餘り怠けても居られなかつたが、其時は三四日で全議案が議了され、それからは之が例になつて、凡ての會が眞面に開かれるやうになつたと云ふ事である。

村役場の事務の中で最も困難なのは徴税事務である。どこの村でも相應苦心を餘儀なくされるが、道志村では青年團が組織されて以來は、團員から父兄に國民の義務を説き聞かせる様になつたので、滞納などは殆んど無く、郡中第一の成績を示してゐる。

甲斐の國は山國であるが、山に木が無い。三十九年の大水害も

誠に其故ありと思はしめるのである。我が道志青年會は之が爲に植林の計を立て、村有地五千餘町歩に植樹すべく、多大なる杉苗木を養成して、大正四年以來毎年十五六萬本の植付をしてゐる。此事業が完成して三十年五十年を経たならば、此植林から擧がる収益は實に莫大なもので、村費の如きはホンの其利子の一部分で足りる計算である。

團の規約として、平常使用する草鞋は一切買はずに自製品を用ひる事になつて居り、萬一違約する者があれば過怠金を出さねばならぬのである。夜學の無い時には、草鞋作り、繩綯等をするのであるから、使用品に事を缺くやうな憂は無い筈である。

全體村で村是の無いのは船に羅針盤の無いのと同じであるが、村是を定めると云ふ事は頗る困難の事で、全國一萬二千有餘の町

村中、これが正確に調査されてゐる町村は指折つて數へる程しか無い。それだけ調査の困難を證據立てる譯であるが、此調査が無い以上は、村の進み行く方針が定まらず、自治の進捗は望まれぬのである。故に本村青年會は、進んで此難事業を引受け、先年來着々調査の歩を進め、既に多少の成案を得たのである。

此外、學校基本財産蓄積法の如き、道坂峠隧道開鑿の如き、村醫招聘の如き、皆この青年會が村會へ要求し、其實行を見るにいたつたのである。

一七、片岡青年會

(靜岡縣榛原郡
吉田村片岡)

片岡青年會は當村出身者なる前榛原中學校教諭淺井熊太郎氏の熱心なる指導の下に發達したのである。

其昔は此處も若者連の風紀が頹廢して惡弊が多かつた。それで之を矯正し且つは社會教育の進歩を計つて、村内の有志者が明治二十六年の十一月に本會の創立を見るに至つたのである。會員數二百餘名、各種積立金の總額四千圓を有し、此利子と寄附金とに依つて會の費用を支辨して行く。

事業としては、毎月一回會員中の有志者が計つて演説、討論、講演會を開き、智識を交換し、又年數回名士の講演を請ふのである。夜學會は、進んで高等の教育を受ける事の出來ぬ者の爲に義務教育終了者を會して、修身、讀書、算術、地理、歴史、理科、農業、經濟等につき、毎夜二三時間づゝ前期五十日、後期五十日の學習をするのである。圖書館及新聞縦覽所は社會教育に資するため、各種の雜誌書籍を蒐集して、公衆の閲覽に供してゐる。

本會は又各種の方法によつて會員に貯蓄思想を鼓吹し、實行に努めしめ、會の各種積立金も上記の如き巨額に達してゐるのである。青年をして簡易なる生活に慣れしめ、勤儉に心掛けしめるといふ事は、本會の大に力を注ぐ所である。

體育の方面では、運動會、遠足會、擊劍、角力等を催し、又衛生講話會を開設する等、具體的興味あるものを選んで居る。農村に於て是等の事をするのは必要薄い感があるけれども、心神慰安の間に、共同一致、團體的行動の訓練を暗々裡に行はんとするのである。

本會は又試作地を設けて米麥の試作を有し、耕耘に肥料の研究に、智識を啓發練磨せしめてゐる。又地方に於ける短期實業講習會には成るべく多くの會員を入會せしめ、試験場、試作地等の實

地視察をも行はしめる。農業經濟は農業技術の實際と共に常に研鑽を怠らぬのである。

本會積立金は將來之を資本として信用組合を設ける豫定であると云ふ話である。

片岡青年會規則(抄録)

第二條 本會ノ目的ハ青年ノ風紀ヲ振肅シ智識ヲ研キ、勤儉ノ美風ヲ養ヒ、獨立進取ノ氣象ヲ發揮シ、且實業ノ改進ヲ計ルニアリ

第三條 前條ノ目的ヲ達セシタメ本會ニ左ノ部門及小部門ヲ設ク

第一、文藝部 演說、討論、講話、圖書閱覽

第二、矯風部 貯茶、茶話、禁煙、燈話

第三、體育部 遠足、運動、衛生

第四、實業部(試) 農事研究

第四條 前條ノ各部門及小部門ニ夫々別ニ規則ヲ設ケ主任者ヲ置クモノトシ

第五條 本會々員ヲ分チテ名譽會員、客員、及通常會員ノ三種トス

第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會頭 一、監事一名 一、會計二名 一、區長三名 一、部長六名
- 一、評議員十二名

第十一條 區長、評議員又ハ部長ノ選舉區ヲ分ツコト左ノ如シ

- 第一區 (一部) 上片岡堤西 (二部) 上片岡堤東 (一部) 下片岡
- 第二區 (一部) 上片岡堤東 (二部) 上片岡堤東
- 第三區 (一部) 下片岡 (二部) 下片岡

第十四條 選舉ハ總テ記名投票ヲ用ヒ、自選投票ヲ無効トス

第十六條 本會ハ毎年一回大會ヲ開キ、數回臨時會ヲ開ク、但開會ノ時日場所其他ハ

評議員會ノ決議ニヨル

第十七條 本會各區ノ各部ニ茶話會ヲ設ケ毎月一回集會セシム

第十八條 本會ノ會員ハ、特ニ評議員會ノ決議ヲ經テ會頭並ニ監事ノ承認ヲ得タル者

ノ外、貯蓄ノ義務ヲ免ルハコトヲ得ズ

第十九條 本會ノ經費ハ區ノ補助、基本金ノ利子、有志ノ寄附、及會員ノ出資ヲ以テ之ニ充ツ

第二十條 通常會員ハ慈善又ハ公益ノ目的ニ充ツルタメ毎年繩四房若クハ之ニ相當スル時價ヲ納ムベキモノトス、但本會ノ決議ヲ以テ臨時ニ徵收スルコトアルベシ
第二十一條 本會ハ會員中ノ善行者ヲ選抜シテ、毎年一回褒狀若クハ賞品ヲ授與スルコトアルベシ
第二十三條 前條ノ場合(除名)ニ於テハ其者ノ貯蓄ヲ沒收スベシ
第二十四條 除名若クハ退會ノ處分ヲ受ケタル者ハ滿一ケ年以内ニ於テ再入會スルコトヲ得ズ

一八、六栗青年會 (愛知縣幡豆郡 豐坂村六栗)

南三河に於ける優良青年團として名を知られた六栗青年會は、稀に見る純美の風紀と勤勞の良習慣とを有する。

多くの青年會に於ては、風紀の改善といふ事は主なる事業の一つであるけれども、而も其内容は頗る貧弱なるものであつて、會規と會の役員の強要若くは國內相互の制裁によつて、纒かに蠻風

習慣から免れてゐるに過ぎない。唯だ六栗の青年ばかりは、自ら進んで良風の裡に生活し、外國の事情が如何にあらうとも、そんな事には頓着なく、眞底内部から、純なる風紀を維持しつゝある。其意志の鞏固と其面目とは、蓋し今の世稀なる現象であると言つてよからう。

本會員は會費を支辨し又自己の勤勞によつて貯蓄を得るため、時々一團となつて勞役に服する。曾て不眞面目を知らざる彼等青年の勤勞ぶりは、雇主の最も徳とする所であつて、六栗の青年會員と言へば、其陰日向の無い處を賞して他の勞働者よりも多く歓迎せられるのである。

左に記す逸話は、青年會の一大美事として天下に紹介するに足ると信ずる。

先年、東海道線幸田驛の新設に際し、六栗の青年たちは多く其工事に雇はれて土工に従事した。其指揮をする男は他村の者で永年鐵道工事に従事してゐるので、多少土工技術も心得てゐる。それで或日の事男は青年達に工事上の事を何かと指揮してゐた所が丁度そこを通り掛かつた妙齡の婦人があつた。男はそれを見て、多くの土工がする様に『オイ姐さん』とか何とか一言二言揶揄つた。こんな事は彼等土工仲間ではホンの尋常茶飯事で氣にも留めぬ事であるけれども、六栗の青年等は之れを見て大に怒つた。『我我六栗青年は、風紀の善美を以て近隣の模範だと言はれてゐるのだ。それが今我々と一緒に労働してゐる者が女を揶揄つたとあつては我々の名に掛かる。六栗の青年は墮落したと若し人が言つた時に、何と言つて辯解が出来るか。我々はモウ一刻も斯んな人物

と一緒に労働は出来ない』と、直ちに監督者の許へ一同押掛けて行つて、自分たちを解雇するか、彼れ一人を解雇せよと、顔色を變へて迫つた。實に今日の世には珍らしい氣魂を備へた青年たちでは無いか。そこで請負人は之を聞いて、深く彼等の意氣に感じ、青年たちを慰撫し、其工夫には陳謝させて、僅に青年等を得心させたのである。

其後間もなく幸田停車場は落成を告げた。すると忽ち其附近には二三の小料理店が開業して、都の淫風と共に數多の醜業婦は質朴なる田園の人を誘惑すべく入込んで來た。近隣の青年は待ち設けてゐたと言はんばかりに之に趨つたのである。けれども獨り六栗の青年のみは毅然として一人として之を顧みる者すら無い。醜業婦嘆じて曰く『六栗の若い衆ばかりは卑怯で頑固でどうする事

も出来ない』と、醜業婦に卑怯頑固と呼ばれた六栗青年は實に天下の勇者である。

今や六栗青年會は此意氣を以て、村内の風紀を感化し一般をして良俗に化せしめんと努力しつゝある。又産業の發達改善も其力を傾注する所、着々として成果を齎らしつゝあるは、蓋し前述の如く萬事の基礎を成す所の精神に於て、既に確乎不拔のものがあるからであらう。吾人は愛知縣の爲に六栗青年會の存在を祝福すると共に、同青年團が其威力を以て近郷近村を道徳的に征服し、益々自己の爲に健闘せん事を祈つて止まぬものである。

一九、富田村風俗改良會

(岐阜縣加茂郡富田村)

昔は何處の村にも若衆組と稱する團體があつて、青年は義務と

して皆之に加入する習はしがあつたが、此若衆組と云ふのは、何れも弊害に満ちたもので、青年の惡風を作る根本であつたと言つてもよい程であつたのは、必ずしも本村のみでは無い。くだらぬ世間話か婦女の噂に夜に更かしたり、芝居をして見たり、果樹蔬菜の畑を荒したり、村民の迷惑は固より、一村の風教を害する事が少く無かつたのである。村の小學校長金田英太郎氏は夙に此點に着目して、折角小學校に在る兒童に智徳を植ゑ付けても、一度卒業して若者組に入ると共に多年の薰陶も忽ち水泡に歸して了ふのを遺憾とし、青年の風儀を矯正して延いて村民の良心を喚起せねばならぬと決心し、遂に村長津坂宇平治氏等と相謀つて、若衆の重なる人々を集め、從來の諸弊を諭して進んで本村發達の爲に主動的團體たらん事を勧めたが、幸にして何れも從來の非行を悟り

改めて明治三十三年の紀元節をトして第一回總會を開き、若衆組を全廢して新に風俗改良會を組織し、十五歳以上二十五歳以下の青年を正會員に、二十五歳以上の男子を贊助會員として、新生面を開くこととなつた。固より青年たちは何れも金田校長の薰陶を受けた子弟であるから師の言は背かれず、皆よく其規約を遵守して、昔日の惡風潮は俄然として一掃さるゝに至つたのである。併しながら、此規約は單に青年にのみ用ふべきものでなく、寧ろ村民一般に廣く適用したならば大なる効果が擧がるだらうと、三十六年に規約を改正して、青年を第一種會員(即ち正會員)とし、二十五歳以上の男子と十四歳以上の女子とを第二種會員として收容する事になり、爾來十年、各區に支部を置いて經營をして來たのである。本會の目的とする處は大要六に分れてゐる。即ち教育の

普及發達を圖ること、産業の改善を計ること、國民の義務を完全に履行すること、勤儉貯蓄の美風を養成すること、一家の富を併せて一村の富を増進せしむること、共同の自治精神を養成せしむること、である。

組織は、會長、副會長の下に、各大字毎に支部を置いて、第一種に屬する支部長、幹事が十一名、第二種に屬する支部長、幹事が十名で、一切の會務を處理するのである。現今會員の總數一千三百名、此内青年と女子の會員數は併せて八百人を算するのである。

本會には特に資産と謂ふべきものは無い。總會其他の場合に僅少の經費を要するがそれは村からの補助金と有志の寄附とから支辨するので、別に會員からは會費を徴收しない。

本會の事業として爲された事は、夜學會を開いて教育に努め、擊劍會を起して身體の鍛鍊を圖り、或は道路を改修し、會員の貯蓄心を涵養する等で、從來村内の風俗を良好に導いた事が少く無い。殊に女子部に於ては、毎年一月の初め四五日間乃至一週間短期研究會を起して、必要な裁縫、手藝、割烹などを教授し來つた。講師は小學校の女教員で、毎回無報酬で懇篤に教授し、今日まで既に六ヶ年を経過してゐる。毎回五六十人の生徒があり、最年長は三十八歳の熱心な婦人も交つてゐる。其科目は裁縫、編物造花、摘細工、瓶細工、割烹で、裁縫はミシン使用法、股引、西洋前掛、綿入羽織、被布、かさね帷子などの裁ち方に就いての質問、造花は梅、櫻、薔薇、山吹、藤、朝顔等で、編物は雪帽子、手袋、銀貨入、下げ袋。摘細工は寫真挿み、柱掛、かんざしの類

瓶細工は鶏と籠、兎、毬等。割烹は卵及豆腐料理、蓮根の引茶、きんとん、カステラなどの料理法で、一般婦女子から非常の歡迎を受け、村内の年少婦女のみならず一家の主婦も出れば、他村に嫁したるものまでも競つて入會し、僅か數日の短い期間であつたが頗る盛大な會となつて、極めて有益な結果を齎したのである。此種の會は一般青年團ではまだ行つてゐる所が少い様であるが確に趣味と實益とを兼ねた催として、何の青年團でも男子に適する實務の講習をやつたら面白からうと信ずる。之は本會の特色として、女子部の併置そのものと共に模範とすべきであらう。總會は毎年二回男女各別に開催して、徳望家或は技術家の講話を聽いて修養に供してゐる。從來の青年夜學會は農業補習學校となつて、會員は悉く同校の生徒となる。

要するに本會特異の點は、全村を擧げて會員とし、獨り男子のみならず、巧みに婦女をも併せ指導教育して行く處に、價值が認められるのである。

富田村風俗改良會規則(抄録)

- 第一條 本會ハ富田村ノ風俗ヲ改良スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ本部ヲ富田村瀧田ニ置キ支部ヲ各區ニ置ク
- 第七條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク
 - 總裁一人 會長一人 副會長一人 支部長十人(第一種 各瀧田一、羽生一、大山一、高畑一、夕田一)支部幹事十人(同上)
- 第十三條 總裁ハ總會ノ議決ヲ經、第二種會員中ヨリ推戴スルモノトス、但任期ヲ定メズ
- 第十四條 會長副會長ハ總會ニ於テ互選スルモノトス
- 第十五條 各種支部長及各種支部幹事ハ各支部ニ於テ互選スルモノトス
- 第十六條 役員ノ任期ハ一ケ年トシ毎月三月改選スルモノトス
- 第十七條 總會ハ毎年三月九月ノ兩度男女各別ニ開催シ、必要事項ヲ議定シ、兼ホテ道徳上ノ講話演說討論等ヲナスモノトス、但臨時開會スルコトアルベシ

二〇、西太美青年會

(富山縣西礪波郡西太美村)

西太美村は有名なる源平の古戰場、俱利伽羅峠に近く戸數三百七戸、人口千七百九十八人を有し、米、繭、生絲等を産する。賣藥として有名な小坂藥鰻は年産約五千包を數へ、其賣價は七千圓に近いのである。

本會は全村を設置區域とし、特別、名譽、普通の三會員から成立つてゐる。名譽會員は村内の名望家、特別會員は本會に功勞あるもの、通常會員は本村の青年で十五歳以上三十五歳以下の男子とし、役員には會長一名、幹事十二名、顧問數名を置いてある。現任の會長谷村金次郎氏は明治十一年本村に生れ、東京に遊學して文學、法制、經濟等の學を修め、歸來郷村の自治に心を致し、

青年の指導には特に意を用ひ、明治三十一年本會創立以來の會長をしてゐる。頭腦は頗る明晰で、三十七八年戦争には率先軍人獎勵會を設けて、専ら出征軍人を慰問し、軍人家族の救護を計り、又幻燈機械を購入して、之によつて村民の愛國心を喚起して軍事公債の應募に力を盡したのである。

「本會の事業たる夜學補習教育は、國語、算術、農業、史談等を主として授け、娛樂及體育的事業では、器械體操、劍柔道部の設備がある。又休日學校の設がある。之は四十一年から壯丁の特別補習教育をする目的で開いたもので、徴兵適齡前の青年を收容して、検査期まで主として普通學を授け、之に軍事豫備教育を加味したのである。其結果入營者の成績は年一年と良好に赴きつゝ、ある。三十七年に新たに本會員を以て西太美青年講を設け、宗善寺

住職西川師を指導者と仰いで精神上の修養を企てつゝあるが、之も道德向上の效果顯著なるものがある。又四十二年に圖書閱覽所を設けて以來、青年の讀書趣味は大に進んで來た。本會には又共同理髮所の設があつて、會員交互に理髮を行ひ、以て勤儉の美風を涵養する一助にしてゐるが、最初は衛生思想の進歩が遅いのと共同の念の乏しいために、全會員に此の趣意を徹底させる事が出來なかつたが、目下追々普及を見るやうになつて來た。斯くして本會の活動によつて、從來農村の弊たる酒色や賭博喧嘩等は次第に跡を絶つに至り、一般村民が醇朴質實になつたのは、喜ぶべき現象である。

本村は全面積の四分の三以上山地であるから、産業の方針も此の廣大なる山地を利用して副業を盛にするといふ方針を立てねば

ならぬのであるが、山は濫伐の結果多く禿山になつて見る影も無い。依つて本會では多額の費用を投じて、山地を買つて植林をやる。又桑園を拓いて養蠶をも奨励する。或は又果樹園蔬菜園を設けて模範的作業を村民に示す。其の収益は本會發展の費用に充て、別に一定の規定の下に、毎年一回生産品評會を催して農事改良の刺戟を村民に與へてゐる。

本會には貯金會がある。發起當時は口數七十四、組合員四十九人であつたが、今では四百八十口、百三十五人、此の貯金總額三百五十餘圓に達してゐる。此の貯金は村内貧困農家の産業資金として、低利に貸與して、大なる効果を擧げてゐる。

此の外、私設消防組、青年娛樂場の如きも、亦本會の設備する所であつて、其の成績は特に見るべきものが多い。其の結果、當

青年會は内外に重き信望を博するに至つたのである。

本會の基本財産は、目下現金八十餘圓、山林地五反七畝歩（此の時價五百二十圓）、畑一反二畝歩（時價二百圓）唧筒一臺（購入原價百五十圓）、柔劍道具十人分（同六十二圓）、幻燈機一揃（同九十六圓）、書籍五百部、外に農具等がある。

學校、在郷軍人會等に對しては、本會は極めて密接なる聯絡を取る事に努め、是等總ての會合は、成るべく學校で行ふ事に力を盡してゐるのである。

左に本會に屬する諸規則の概略を記す。

西太美村青年會規定（抄録）

第一條 本會ハ毎年十一月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル、毎日午後七時ヨリ

十時マテ授業スルモノトス、但毎月三、五、七ノ日九回トス

第二條 本會ノ會員タルベキ者ハ西太美青年會長ニ於テ之ヲ定ム

- 第三條 本會ニハ幹事二名ヲ置キ、本會一切ノ事務ヲ監督處理シ、若シ教授者缺席スルトキハ代理教授スルモノトス
- 第四條 本會ハ西太美小學校職員ニ教授ヲ依頼スルモノトス
- 第五條 本會員ヲ數組ニ分チ、各組ニ理事二名ヲ置キ、其組内會員ヲ整理シ、又會員ノ出席ヲ督促スルモノトス
- 第八條 本會員タル者ハ喫煙ヲ禁ズ

西太美村休日學校規定(抄録)

- 第一條 本校ノ目的ハ壯丁教育ノ成績ヲ善良ナラシムル爲ニ設クルモノトス
- 第二條 本校ハ毎月十日廿日晦日ノ午後二時ヨリ三時乃至四時間開會ス
- 第三條 本校ニ入ラントスル者ハ本村居住者ニシテ年齢十五歳以上廿歳以下ノ男子ニ限ル

圖書閱覽規定(抄録)

- 第一條 本會ハ主要大字四ヶ所ニ圖書閱覽所ヲ設置シ、學校教育ノ補充及社會教育ノ資ニ供セン爲メ、圖書ヲ閱覽セシムルモノトス
- 第三條 閱覽セシムベキ圖書ノ主要種類左ノ如シ

新聞、雜誌、書籍、官報、縣報

- 第五條 借用期間ハ次回補習學校授業日迄トシ、隨時同覽スルモノトス
- 第八條 學校ニ於ケル閱覽時間ハ始業前又ハ終業後トス

西太美青年共同理髮規定(抄録)

- 第一條 本會事業ノ一部トシテ理髮所ヲ設ケテ共同理髮ヲ行ハシメ、勤儉節約ノ實行ヲ獎勵セン事ヲ以テ目的トス
- 第二條 理髮所ニ器具同附屬品等一切ヲ備フルモノトス
- 第三條 理髮監督ハ理髮器ノ整理保管ノ責任ヲ有スルモノトス
- 第六條 事故アリテ理髮所ニ於テ爲スコトヲ得ザル場合ニハ、其旨監督者ニ申出ヅル時ハ、差支ナキ限り借用スルヲ得ベシ

一一一、熊坂青年會 (石川縣江沼郡熊坂村)

始め本村の有志は、風紀の改善、實業の奨励を企圖して様々の事業を計畫したが、著るしい効果を見る事が出来なかつた。これは村民の意志感情が疏通して居なかつた證據であつた。そこで

村民の意志を疏通させる精神的結合を遂げる第一着手として、青年會を作らうといふ議が起り、西吉次郎、宮本敏、山崎卯吉、小谷石太郎、熊本初次郎、谷駒吉、山下岩吉等の諸氏が發起の下に、現在の會が成立したのは、明治三十六年二月であつた。爾來會勢日に進み、目下會員八十を收容し、會長一、副會長二、會計一、書記一、及幹事十名を置いて、一切の會務を處理して行く。會の資産は、勸業債券十圓券三枚、現金約六圓で、維持費は、會員負擔の外、會員其の他有志の寄附金によつて支辨して行く。

本會では從來毎年夜學會を開催したが、出席者が極めて少い。理事者は甚だ之を遺憾として種々考究の末、明治三十八年八月の總會に於て、之を農業補習學校の形式に改め、更に之を男子、女子の兩部に分ち、青年者をば全部入學せしめる目的で、村會に建

議した所が、村會も之を是認して縣へ申請し、其の許可を得て開校する事になつたのである。爾來學生頓に増加して、村民教育上少なからぬ利益を得てゐる。

四十一年に、東宮殿下行啓紀念として圖書縦覽所を開いた。又家庭教育の普及を圖るべく、婦人會を組織して、専ら家庭教育上の利益となる方法を研究しつゝある。

もと當村は養蠶の事業が振はなかつたが、地形上これを副業にする事が適當なことを悟つたので、三十八年の夏、農閑を利用して會員は其の試育をした。成績が良かったので、三十九年の三月には、稚蠶共同掃立所を設置して、好成績を得たが、桑葉の不適不足に依つて利益は餘り裕で無かつた。それで桑種改良の必要を感じ、桑苗を共同購入して、春蠶用四萬八千本、夏秋費用一萬八

千二百本(魯桑)を植ふ込んだのであつた。又三十六年以來郡縣農會の主權に係る農事談話會へ、會員中から講習生を派遣して、今日まで三十數人を出したのである。

三十八年の一月に、本會首唱となり、肥料の共同購入をした所が、成績良好であつたので、一は日露戰役を紀念し、併せて金融の途を開き、且つ貯金の便を圖る目的で、産業組合を設立するに決し、先づ十四名の同志を得て縣知事の認可を請うたが、爾來年年會員の數を増加して、目下百十二名、其出資口數百四十口に達してゐるのである。

明治四十四年 熊坂耕地整理組合事業の測量完結を告ぐるや、本會は進んで之が實地の利害を調査した。又小學校舎建築費積立の目的を以て、重要物産評會を發起し、之を區總會に圖つて許

諾を得たので、村長を會長に推して、補習學校の生徒や小學校生徒及其父兄に出品させ、出品物をば賣却して之を積立てつゝある。

四十一年以降、本會が村内の溜池を利用して行ひ來つた養魚事業は、頗る面白く、同年六月先づ稚鯉二萬六百尾を放養し、東宮殿下啓の際には、江沼郡物産陳列館に陳列して臺覽に供したのである。

勤儉貯蓄は三十六年の六月以來、各字に於て一回一名拾錢以上づゝを貯金し、産業組合設立以來、會員は組合員の名によつて貯金し、既に六百五十圓を貯へ得た。又四十一年の總會に於ては、結婚式其他の費用を節して學校建築費に寄附すべき事を決議し、爾來誠實に之を實行しつゝある。

當時の土地は六分が山林、四分が耕地といふ割合であつたが、二十九年に北陸鐵道敷地を買收されて、耕地は五町六反餘歩を減じ、農民勞力の過剰が生じたので、縣の樹苗無償下附の訓令發布さるゝや、本會は樹種の適不適を考へて、村の爲に之が下附を出願した。又蠶糸業の發達を圖るために、熊阪婦人を收容して毎年二三回蠶糸業講習會を開き、以て養蠶製糸業の擴充を奨勵し、家政の富裕を企てゝゐる。此他、椎茸栽培は本村の山地が其砧木材料に富んでゐるので全會員をして勵行せしめ、其幾分を割かせて會の基本金造成にも資せんとして居る。

一二一、耕餘學舎

(福井縣坂井郡兵庫村)

兵庫村に「耕餘學舎」の設立されたのは明治三十二年の事であつ

た。其目的は尋常小學校修了者又は年齢十五歳以上の村内居住青年に夜間補習教育を與へるためであつて、創立以來年々十月始から三月末まで開校し、又夏秋の候は、品性修養に必要な講話會を開いて、道徳を修め、知識を養ふ事に努めてゐる。始め此の夜學會は、寺又は民家を借りて教場としたが、色々差支を生ずるので、東宮殿下の北陸行啓記念として、明治四十二年に當學舎を建築し、爾來此建物内で教授が行はれる事になつたのである。學舎建築費は三百六十圓で、村内有志の寄附に一切を仰いだのである。

今、學舎の事業としてやつてゐる所は、夜學會、講話會、害虫驅除、農事試作等で、現在の舍生約五十名である。本舎は毎年二回以上、人格學識の高い人士を招聘して講話會を開き、又害虫驅除については一齊に勞力を寄與する。副業研究の爲に試作しつゝ、

ある杞柳の成績は頗るよく、村内に範を示すことが出来たのである。

耕餘學舎の夜學教授科目は、讀書、修身、算術、習字、作文で、一切の經費は一ヶ月約七八圓を要するのであるが、之は有志の寄附があつて支辨してゐる。此處の教師として熱心盡力されつゝ、あるのは、野村勘左衛門といふ小學校教員である。十五歳以上で他校に在學せぬ者は何人でも舎生たる事を得べく、舎長に願出て許可を受け、舎費として一ヶ月五錢を納付すればよい。但舎生は一旦入舎した以上は半途退學を許されない規則である。

本舎の感化によつて、一般青年も頗る着實であるやう見受けられるのは、本村に取つて何よりの事と思ふ。舎の規約として次の掟がある。

舎 約

本舎々生タル者ハ常ニ此舎約ヲ遵守シ、決シテ違背ス可ラザルモノトス

第一條 誠心ヲ本トシ忠節ヲ盡シ、不信不忠ノ所爲アル可ラザルコト

第二條 長上ニ敬禮ヲ盡シ、等輩ニ信義ヲ致シ、粗暴倨傲ノ所爲アル可ラザルコト

第三條 膽勇ヲ尙ビ、業務ニ勉勵シ、卑怯柔懦ノ所爲アル可ラザルコト

第四條 血氣ノ小勇ニ誇リ、争鬪ヲ好ミ、他ヲ侮慢シ、世人ノ厭忌ヲ來ス等ノ所爲アル可ラザルコト

第五條 道德ヲ修メ、質素ヲ主トシ、浮華文弱等ニ流ル、ノ所爲アル可ラザルコト

第六條 名譽ヲ尊ビ、廉耻ヲ重ンジ、賤劣ノ所爲アル可ラザルコト

前號ノ外、舎則ヲ嚴守シ、舎生ノ面目ヲ保ツコト

一三三、鏡山村青年團

有名な草津温泉の東、石部町から二里の北に鏡山村があつて、そこの青年團は優良團體として表彰されてゐる。いざ之が紹介の勞を執らう。

「本村には昔、若連中といふものがあつた。維新後之を改めて信用組とか、社寺世話係などの名を付して、舊來の弊習を矯正し、健全なる發達を遂げさせようと企てたが、どうも其効果が顯はれなかつた。そこで明治三十年になつて、各種の團體を全廢して一個の青年會を組織したのであつたが、それでも積年の陋習は容易に去らず、會務不振を極め、經營當局者の苦心甚だ大なるものがあつたが、三十八年に郡令で發布された青年團準則に則つて、茲に始めて堅固なる團結を見るに至つたのである。」

「本會は十五歳以上二十五歳未満の本村居住男子を以て組織し、會員數は三百に近い。本團の資産は別に無いが、支部に屬するものでは、開墾地が五畝二十五歩、公債五十圓(額面)を有するのである。經常費は、團員一人に付年五十錢宛を醸出し、之に縣郡の

奨勵金、有志者の寄附、共同作業の收入等を加へて、充辨するのである。」

團の事業としては、三十九年に郡農會主催農事講習會が本村に開かるゝに當つて、團員の之に入會して修了したものが六十餘名もあつたが、尙入會の出來なかつた者にも希望者が多いので、團は村農會と謀り、引續き短期農事講習會を開き、入學者四十餘名を收容した。又村内大字岡屋、小口、山中は、毎年害蟲の發生が夥だしく被害甚大なので、團員二名を岐阜の名和昆蟲研究所に送つて驅除方法を受習させた。此他、年二回農業専門家を招聘して講話會を開く恒例がある。米麥種子の共同鹽水撰、害蟲一齊驅除、肥料試験等も本團首唱の下に之を行つて良好なる成績を擧げる事が出來た。尙ほ畦畔にある木は外物の生育を害するといふので、

之を整理伐採した數が一萬一千二百三十七本、共同苗代設置數八十四ヶ所反別十三町三反六畝七歩に及び、鶉川に於ける農事試驗場では、米作及肥料の範を公衆に示してゐる。字山中に於ては荒蕪地五畝二十五歩を開墾し、雜草の刈取をも試みたのである。毎年春秋二季には、本團員は出で、村民の耕耘、灌溉、排水の良否に注意してゐる。昔本村は縣内でも有名の禿山の多い土地であつたが、本團の努力に依つて、今や樹木の繁茂を見るに至つたのは、大なる效績の一つである。

明治四十一年、本團の決議に依つて遂に盆踊を全廢し、祭典等に際しては特に風俗の取締に意を用ふる事となつた。

三十九年に補習夜學會を開始し、爾來毎年十二月から翌年十一月迄、四季の別なく年中開校し、修業年限を二箇年と定めてゐる。

開會時間は一日三時間とし、一箇月に六回開くのである。學科は修身、國語漢文、算術、簿記、及珠算等で、中學二年以下の標準で、會員の實力を參酌して教授を行ふのである。講師は主として十一名の小學校教員之に當り、會場は九箇所に置いてあるが、字笹野の十七戸は特種部落で、一般青年が伍を同じくする事を好まぬ所から、特に同所にも出張所を設けて補習教育を行つてゐる。此の夜學の出席者は、二百三十の團員中二百十人内外の多數を算する。本會と小學校の同窓會とは甚だ密接な關係を保ち、相提携して進んで行き、毎年同窓會の席上演説などには、本團員が喜んで加入しつゝあるのである。

本團から表彰した善行者は既に百餘名を算へたが、今後も益々是等善徳を奨勵する方針であるとのことである。

鏡山村青年團規約抄録

- 第四條 本團體、第一條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲ實行ス
- 一、共同作業ニヨリ得ル所ノ利益ヲ貯蓄シ、國家ノ急需ニ應ジ、兼ネテ各自獨立自營ノ基礎ヲ造ルコト。
 - 二、善行ヲ獎勵シ、弊風ヲ矯正スルコト
 - 三、夜學其他便宜ノ方法ニ依リ土地ニ適切ナル實業教育ヲ修メ、産業ノ改良ヲ圖ルコト
 - 四、殖産興業ニ關スル官廳又ハ公共團體ノ獎勵ニ對シ其ノ實行ニ任ズルコト
 - 五、各自衛生ニ注意シ、身體ノ健康發育ヲ期スルコト
 - 六、現役又ハ應召軍人家族ニ助力スルコト
 - 七、其他時勢ニ應ジ適切ト認メタル事業
- 第五條 本團體ニ功勞アル者又ハ學識アル者ヲ請ウテ客員トス
- 第十二條 本團體ノ事業ハ起業前村長ヲ經テ郡長ニ上申シ其ノ認可ヲ請フモノトス
- 第十五條 本團體ハ第一次ニ村長、第二次ニ郡長ノ監督ヲ受クルモノトス

二四、鵜村青年團 (三重縣一志郡鵜村)

義太夫で名高い阿漕が浦に近い鵜村は、農業のよく發達した村であるが、此の青年團も曩に農事の改善や副業の發達を圖り、成績優良なりとの故を以て文部大臣から表彰を受けたのである。

本團は、明治三十四年に村の有志が時代の趨勢に鑑みて、村治の發展を計るには先づ第一着手として青年の風紀を矯正し教育勅語の御趣旨を普及貫徹せしめるに如くは無いといふので、同年一月十日創立したものである。それで村内の青年十五歳以上二十五歳以下のものを團員として收容してゐる。團員の數は百名に近く、資産三百餘圓を有し、一箇年の經費は教養費七圓五十錢、備品費十二圓、消耗品費八圓、賞與費二圓、合計二十九圓五十錢内外である。

夜學は毎年一月八日から四月三十日迄と、九月一日から十月三

十日迄の兩回開催し、毎週十二時間、修身、讀書、作文、地理、歴史、書法、藁細工實習等を教授する。教師は小學校教員である。別に圖書閱覽所を設けて、農業に關する書籍や修養の書物、其の他新聞雜誌を蒐集して、會員の讀書を奨励し、兼ねて各自の修養に資してゐる。又春秋二回講話大會を、毎月一回例會を開いて、知名の宗教家、實業家、教育家等を招いて、講話を聞き智徳を進むる資としてゐる。

共同苗代、害虫驅除、米麥種子鹽水選、正條植、養蠶、栽桑、畜鷄等は會員が率先して實行に努めつゝある所で、現に各支團に試験地を有つてゐる。即ち、笠松支團には田二反四畝十九歩あつて肥料試験を施行し、星合支團は畑四畝十二歩を有して蔬菜の栽培をしてゐる。又五主支團は畑一反歩に同じく蔬菜を試作中であ

る。

會員は共同作業に従事し、其の收得金の一部を本會基本金に積み立て、他は會員に分配して各自の貯金にさせる。其の貯金は既に二百三十圓に達したのである。

本青年團設立以來既に十年、今や村内の風紀漸く改善せられ、沈着堅實の美風は青年者のみならず村民をも感化して、良俗を作りつゝある。かくて補習教育の効果は著るしく顯はれ、遊惰の青年今は全く跡を絶つて、讀書に親しむ者が殖えたのは、獨り本村のみの幸では無いのである。

二五、川永村東部青年會

(和歌山縣海草郡川永村)

川永村東部青年會は明治四十年の創設に係り、主として川邊尋

常小學校通學區域内の青年を以て組織し、現在會員八十名を有する。

本會事業の一として、時々老農又は名士の講話を請うて會員に聴講せしめ、又縣農會の技手を聘して農事講習會を開く。夜學は補習學校の方法によつて開設され、會員は共同購入に依つて新聞雜誌其の他の圖書を閲讀し、休業日には學校に集會して各自その閲讀研究し得た處を談合する。夜又は雨天には、所近の青年が各幹事の宅に集まり、繩絢、俵作り其他の藁細工をし、休日などは、灌漑用水溝の浚渫、道路修理等、各種の共同作業に従事し、得たる勞銀を以て會費を支辨する。

「本會では『會員心得摘要』なるものを作つて會員に配布し、相戒めて飲酒賭博の惡風を除き、且つ從來一般に遊惰で貯蓄心に乏し

く、風儀劣惡であつたのを改むべく努力し、今や蓋村民戊申詔書の御趣意を奉體して勤儉力行を心掛け、又應分の貯金をするに至つた。其の他貧困者の救護、學齡兒童就學に關する補助誘導、壯丁豫習教育等に關しても、本會の貢獻せる所少なからず。會員中に海軍志願兵となつてゐる者が現に十數名あるが、何れも服役上の成績が優良で、中には既に數次の累進をした者さへある。一般に他郷にある者は絶えず郷黨に通信報告をして、後進を奨励する美風のあるのは、本會員の醇朴と一致を語るものであらう。

會員は各家業を重んじ、共同で學理的農事の研究を爲し、其の研究から生じた結果は直ちに我家の田畑に應用實驗して見て、更に其の結果を會員同志で報告し合ふ。實驗事項は、益蟲保護、鼯鼠驅除、蔬菜栽培、正條植機械研究、養禽（主として家鴨）、畜中

(牧場の牛を預つて飼養方法を研究すると同時に飼養料を得る)等である。

川永村東部青年會會則(抄録)

第一條 本會ハ川邊尋常小學校朝學區域内ノ青年ヲ糾合シ、一大團結シテ、地方青年ノ弊風ヲ矯正改善シ、勤儉、公德、誠實、義務等ノ諸徳ヲ養成シ、品位ヲ高尚ニシ兼ネテ學藝、實業、體育等ニツキ補習教育ヲ普及シ、以テ戰捷國ノ健全ナル青年タルニ耻ヂザランコトヲ謀ルヲ目的トス

第二條 本會ハ川永村東部青年會ト稱シ、川邊尋常小學校内ニ設置ス、但臨時ヲ各字ヘ出張シテ開會スルコトアルベシ

第三條 正會員ハ川永村ノ内「大字川邊楠木神没ノ在住男子ニシテ年齢十一歳以上ノ青年者タルモノトス

第六條 贊助會員ハ本村會議員、各字常設委員、役場吏員、學務委員、學校職員其他有志者ヲ以テス

第七條 本會ニ特ニ功勞アル者又ハ三圓以上ノ基本金ヲ一時ニ寄附シタル者ヲ名譽會員トス

第十二條 本會ニ於ケル事業左ノ如シ

一、川邊小學校内ノ記念圖書文庫ノ新聞雜誌其他圖書ハ會員ノ縦覽ニ供ス

二、會員ハ毎月一回、(第二土曜日ノ夜)參會シ互ニ講學シ若シクハ談話シ、時々學術上ノ演説、討論、實業上ノ實驗談ヲナシ、或ハ柔術擊劍其他體育的遊戯ヲ行フ

コト、但左記ノ季節ハ地方業務繁忙ナルヲ以テ休會トス
五月六月七月ノ三ヶ月間、十月十一月十二月ノ三ヶ月間

三、時々知名ノ士ヲ聘シ講話ヲ乞フ、實業上ノ講話、軍談、其他時事

四、本會附屬事業トシテ夜學會ヲ設ケ、隔夜ニ小學校尋常科又ハ高等科ノ卒業生ノ有志ノ者ニ補習教育ヲ施シ、(修身、國語、農業、數學)又ハ就學義務猶豫者ヲ集メ特別教育ヲナス、尙體育的事業ヲモ爲ス

五、又附屬事業トシテ、秋末ニ現役兵トシテ入營スル壯丁ニハ、入營豫備教育ヲナス

六、又渡航ノ志アル者ニハ學術ノ外諸規則ヲモ指示ス

七、會員ハ川邊尋常小學校學齡兒童ノ就學及出席ノ督勵ヲ幫助シ 其他ノ教育上又ハ風紀上ノ改良ニ關スル事柄ニ向ツテ盡力スベキコト

第十三條 本會ノ會議ハ總集會及常議員會ノ二種トス
第十七條 本會ハ海草郡教育會長ノ監督ヲ受ク

二一六、帶解村青年會 (奈良縣添上郡帶解村)

明治二十七年、日清戦役に際し、村民士氣の鼓舞、及軍人家族援助の目的を以て、村内各大字に青年團なるものが組織せられ、軍人遺族の援護事業を營み、同時に夜學會を開いて各自知識修養のよすがとした。中に大字田中の青年の如きは、夜間を利用して特に繩綯を爲し、其收得金十圓を恤兵部へ獻納した。又講師を聘して書籍の講義を聴き、知徳を修めた。又大字下山の青年も同様の作業をして、其收得金を蓄積し、之によつて大に勤儉の風を奨励せる等、稍々活動せるものもあつたが、大多数は不振の裡に年處を重ねて明治四十年に至り、始めて社會の狀態に刺戟され、村内の統一、風俗の改善を圖るため、有志發起の下に、伊川校長を會長とし、村内各大字青年會員及有志を糾合して、帶解村青年會の組織始めて成り、同年十一月三日天長節を卜して發會式を舉げ

たのである。それから支部が、東今市、西今市、中今市、柴屋、上山、下山、窪の庄、田中、池田の各部落に設置された。會員數は、普通會員約二百、名譽會員八、特別會員三十五名を有し、會に八百五十圓の積立金、五百冊の書籍を備へ、經常費は、會費、會員の勞役によつて得る金、村補助金、有志寄附金より支辨す。

本會事業としては、先づ風俗矯正用の密告箱を各支部に一個づつ備へ、會員相互に惡風を取締る。毎月各支部に通俗講話會を開き、幻燈器等を以て各種有益なる講話を爲す。又毎月一回（十五日）事務所に於て各支部役員が集合し、夫々の支部の狀況を報告し、一面將來の方針につき雑話及圍碁將棋等の娛樂をして、友情を温める。又圖書縦覽所を設け、毎夜十時半まで開場して、隨時

村民の縦覧に供す。

本會には旅行貯金規約といふのがあつて、毎月一人三十錢づゝ、共同貯金をして團體旅行の費に充てる。

伏見宮文秀女王殿下もんしゅうの御住居になる圓照寺への道は、從來餘り狭く悪く、宮殿下の御通行にも大に不都合なので、本青年會は先づ其修築を叫び、縣の許を得て遂に之に着手するに至つた。先づ工事區域を九つに分つて、九支部が各其一を擔當し、完全なる工を竣へた支部には第一等旗、第二等旗を授ける事とした。爾來各支部は競つて工を勵み、遂に四週間の短時日を以て之を完成し、畏くも殿下から再三の賞詞を蒙つたのである。該工事に對する縣よりの補助金は、之を會の基本財産として貯へる事になつた。

添上郡教育學藝品展覽會に際して、本會は援助日を催した。當

日は各大字から支部員が午前七時に參集して、會場の取締、參觀人の世話等を受持ち、參觀者に對して記念繪葉書を頒ち、本村の名産飴湯を饗した。其他會場の裝飾準備等に就いても援助する所があつたのである。

四十一年特別大演習の當地方に行はるゝや、各支部は起つて夜警の任に當り、又演習中警官の出張留守を之に代つて、盜難火災の警戒をした。又演習線内の警戒線を守衛して拜觀者の混雜を取り締り、別に軍人宿舍及馬糧の供給に盡力し、軍人の宿を訪問して葉書を配つた。

本會は時々有志を募つて地方視察を行はしめ、之に對して少許の補助を與へる。四十四年一月は二十日間關東地方へ、同年四月には縣下生駒郡北條村の模範村へ派遣したなどは、本村自治の好

参考となつたのである。

毎週月水金の三夜は、各支部役員は補習學校生徒出席獎勵のため生徒を引率して出席する事になつてゐる。又時々戊申詔書捧讀大會を舉行する。詔書の聖旨を體して、各支部員は夜間作業を行ひ、其收得を積立金とする。會の基本財産を造る一法として、村内溜池の多數及堤防の雜草は總て本會の取得とし、時々之を賣つて、得た金を積んで行く。

老人を尊重するといふ事は、一は祖先を敬し、一は長幼の序を正し、又世務の功勞者を慰安する途であるから、本會は時々休日を利用して敬老會を催す。當日は村内六十歳以上の男女老人を各支部の會所に招待して、茶菓を饗し、閑談の裡に其經驗を聞くのである。本會は又毎年戊申詔書記念日を以て、詔書の御趣旨を實

行した所の美事善行者を表彰する。其費用は會員の勞働收得金を以て、之に充てゝゐる。又會員智徳修養のため、各支部の希望する學科につき時々短期講習會を開き、村内風儀改善方法として村寄留規約を定めてゐる。

本會では水田三反歩内外を借入れて會員の試作に充て、又別に、上山支部には田一反歩、田中支部には畑五畝歩があつて、之を實習地とし、支部青年中の希望者に之を耕作させ、其收得金の一部を徴收して、會の費用に充てる。

二七、黒山村青年會

(大阪府南河内郡黒山村)

黒山村は戸數三百六十餘戸の農村で、昔から若連中なる團體があつたけれど、其風儀が宜しくないもので、之を矯正する目的を以

て、村長校長等協議の上、明治四十年四月から村青年會を組織し、同時に本村尋常小學校に實業補習學校を附設して、先づ青年三十餘名を就學せしめ、農業に關する知識技能に併せて、修身、國語算術等を教授した。其開校期は毎年十月から翌年五月末日に至る迄とし、毎夜二時間づゝ開いて、小學校教員が其教授の任に當る。爾來年々會は學校と共に發展を告げ、村内に在る十五歳以上二十歳以下の青年は必ず會員となるの義務があり、會員は必ず補習學校生徒たるべきものとして、村長校長其他熱心に會務を整理してゐる結果、夜學の就學及出席歩合も頗る盛況を呈する。尙本會の事業として、時々講話會を開設し、又溝渠道路等の修繕には共同作業を以て勞力を供給し、會員風紀の振肅より延いて村長に好影響を及ぼす等、其成績見るべきもの尠なからず、一般村民も之が

爲に熱心歓迎の目を以て本會を視、會は輿望の中心となつて、日に月に益々盛ならんとするの狀況に在るのは悦ぶべき事である。されば明治四十二年三月府廳から優良團體として表彰を受くるの名譽を荷つたのである。

本會の經費は、寄附金及村費補助を受けて支辨する。而して本村立農業補習學校の年經費は大要次の如くである。

- ▲歳入 府補助金五十圓、村費補助金九十一圓、計百四十一圓
- ▲歳出 教員給七十八圓、雜費十六圓、備品費七圓、需用費四十五圓、慰勞費五圓、計百四十一圓

二一八、口司親睦會 (京都府丹波郡摩氣村口司)

本會の創立は明治二十五年二月で、最初は僅々十數名の同志が

會合して新聞雜誌の閲覽をするに過ぎなかつたが、漸次發達して、土地の風紀を改良し、共同一致の精神を養ひ、且つ勤儉力行の風を勵まし、實業の發達に資し、益々有力な團體となつて、今日に至つたのである。

本會の組織は、摩氣村大字口司在住の青年男子(有志)を普通會員とし、特に功勞ありと認めたる者を特別會員とし、會長、副會長、幹事、評議員等の役員を置いて會務を處理して行く。各自の感情思想を共通にし、喜悲憂樂に於て風馬牛相關せざる他人の態を學ぶ事なく、會員は互に提携扶助して、善を勵み、以て人格を高め併せて自治の改良發達を圖るのが本會の目的で、現に會員五六十名を有する。會の經費支辨の方法として、會員は毎月一錢宛の會費を納め、又創立以來冬季には繩絢をする。それで月に二把づ、

を納めて、會は其賣拂代金を基本金として藏するので、現に二百餘圓を積立て、外に夜學校の校舎一棟(價格五百圓)が本會の財産となつてゐる。

創立以來、會は先づ青年夜學の發達普及に主力を注ぎ、尙土地の風儀を改良して勤儉力行の風を養はん事を期し、相誓つて之が實踐躬行を努めてゐるのである。今日迄の會の事業を概説すると、明治二十七八年の戦役に恤兵部へ獻金したのを手始めに、三十七八年戦役の際は出征軍人の送別慰問、戦死者の弔祭、遺族の慰藉等に奔走し、且つ多額の金員を支出した。又二十九年六月に東北大海嘯の際には義捐金を寄贈し、三十八年本郡上和氣村大火の時は、會員は特に共同勞役に従事して収益金を寄贈したのである。更に同年は國庫債券の募に應じた外、鎌掛峠改修、避病院建築に

際しては、勞力を以て其事業を補助したのである。降つて四十一年に夜學校建築工事を起して同年九月に至つて竣工した。此建坪二十坪、建築費は六百圓を要した。外に生徒用机腰掛其他諸般の設備に要した經費は、凡て十數年間努力の結果に成れる會の貯金と有志の寄附によつて支辨したのである。

本會事業中、特に成績の著しいものは風教の改善である。抑、本會創立の動機は、前府知事北垣國道氏が他へ轉任の際、『二宮尊徳』といふ小冊子を小學校へ配付して讀ましめられたのに基因した。是より先、維新以來本村には飲酒賭博といふやうな惡風が流行して産を破り業を捨てる者が非常に多く、一般の嗜好が甚しく下劣になつて、村内が疲弊の極に達した。区内の心ある者は之を遺憾として矯風の方法もがなと腐心してゐた。此時丁度北垣氏

の配本を得た人には、書中記する所の事實に奮起して遂に本會を起し、猛然として此弊風を一洗し、産業を起さんと誓つた。そこで先づ勤儉力行を主義として繩紉貯蓄を勵行した。其結果は次第に顯はれて、漸次遊惰の惡風が改まり、舊時代の若衆的の陋劣下踐の行爲は絶えて、少年子弟は學に志す者が多くなり、同時に農事蠶業等の講習會は常に多大の人氣を以て迎へられる様になり、耕地を整理し、植林を盛んにし、諸種の實業は日に改良の域に進んで、當區は今や村内第一の富裕な部落となり、村内は愚か郡内の模範を以て目せらるゝに至つた。會員中の西田惣助氏の如きは農事改良上功績少なからざるの故を以て、府廳から木杯を下賜された程である。

補習教育たる夜學は前に言つた通り本會の主力を注ぐ所、明治

二十五年創立以來既に二十五年の久しき未だ一年も中絶した事が無く連綿として逐年好成绩を示してゐる。斯の如きは各地青年團體に稀に見るの事象であらうと思ふ。教授季節は毎年十一月一日から翌年三月三十一日迄の四ヶ月間で、教授時間は毎週七時から九時半迄二時間半とし、修身、國語、算術、農業の四科目を授ける。程度は、全生徒を三組に分つて、高等小學卒業程度を甲とし、尋常小學卒業程度を乙、卒業以下を丙とし、校長西田政造氏、訓導西田留五郎氏等が専ら指導教育の任に當る。會員は男子三十餘名、女子約二十名である。女子收容の如きも亦稀に見る例であらう。夜學生は一般に熱心着實で、怠らず出席する者が多く、西田校長は夜學の創始以來今日まで引續き本會の爲に盡し、所謂諄々として誨へて倦まざる其熱心と忍耐とは、實に敬服に値するもの

で、本會の成績良好なものも、同氏薰陶の力與つて大なりと謂はねばならぬのである。

本青年會の努力は近來著るしく村勢の上に顯はれ、村民の勞働能率は増進し、風紀は改善せられ、實業は進み、教育思想も大に盛んになつた。近い例で言へば、村内に勤儉の風が起つて村民一體が早起になり、農事の改良耕作に力を盡す結果、米の收穫歩合は他村に比して遙に多くなつた。それから貯金の習慣が出来て、會の基本金を二百圓以上に爲し得たのは勿論(これは諸種事業の費用を支辨した剩餘金のみを蓄積して此に至つたのである)、區民各個の貯金も亦頗る多く、青年は多少の貯金をして居らぬ者は無い。つまりどの家庭へ行つても貯金通帳の無い家は見付からぬまでになつたのは、賞讃に値することと思ふ。次に本會の夜學で

も性質のよいといふ評判のあつた西田惣太郎、西田友太郎の兩氏は、三十七八年戦役に従軍して殊勳を顯はし、金鵄勳章を得て歸つた。これは本會の訓練が實際に功を表はした一例とも見られるのである。又以前は租税滞納の弊が多かつたが、今は殆んど之が無くなつたのも、亦此會の效である。而して青年の趣味が高尙になつた事は争はれぬ現象で、餘力があれば新聞雜誌を好んで讀む様になつたなども、昔は見られぬ事であつた。

元來口司は二個の他村と合して今の摩氣村を形作つたのであるから、當初は神社佛閣のこと、共有山のこと、水利のことなどに就いて、動もすれば他部落と感性の衝突があつたが、近來は此弊も殆んど無くなつて、萬事共同の美風を愛し、緝睦親和の狀宛然一家の如くであるのは欽す可きである。これも本會の感化たる事を忘れてはならぬ。

を忘れてはならぬ。

尙前記夜學校は、一室を圖書室に充て、諸種の圖書を蒐集して、益々青年讀書の趣味を養成してゐるのである。

本會は、男子の教化薰陶事業を營む外、婦人會を組織し、婦人の智識思想を向上させる目的で夜學を起し、既述の如く婦女子に必要な教育を施す外、時々講話會を開いて其啓發に力めつゝあるのである。

最後に本會事業を概括すると、左の五種を以て主要なるものとするのである。

- 一、毎月有益なる新聞雜誌を購入して會員に廻覽させること。
- 二、毎月一回例會を開いて、學術の研究、談話、協議等を行ふ。
- 三、農暇には先覺者を招聘して有益な講話を請ひ、又幻燈會を

開くこと。

四、夜學を行ふ。

五、樹栽事業を行ふ。

第三編 西南地方

二九、明治會

(兵庫縣印南郡
米田村平津)

明治二十六年舊來の若中^{わかちゆう}を改造して大歲講を作り、其講則は現在明治會の基礎となつたのである。翌二十七年十月始めて夜學を起し、夜學を中心として明治會の組織成り、爾來時々會則に修補を行つて今日に至つたのである。現今、正會員は年齢十五歳以上三十歳以下の男子とし、本會の爲に功勞ある者を名譽會員とする。役員は會長一人、副會長一人、幹事三人、評議員七人、部長四人で、六十餘名の會員と五百圓の不動産と數十圓の現金を有してゐる。正會員からは會費を徴收し、之を以て一般の經費に充てゝゐる。

るが、寄附金も時として受くる事がある。

水防、火防、村内祝祭儀式の司掌、軍人送迎、軍人家族の扶助、道路修理、下水浚渫、村有竹林の保護等は、本會公共部の事業である。貯金部では、會員の貯金、村民貯金の奨励保管、會員村民の資金融通、日用雜貨の共同購買等を爲し、農業部では、共同苗代の管理、その跡作、肥料農具の共同購買、堆肥舎の普及、一般農事の研究等に當る。又修養部の事業としては、新聞雜誌の購讀、圖書の閲覽、談話會開催、附屬少年會の指導監督、夜學、會員の娛樂等を行ふのである。

夜學は毎年十月から四月まで之を開き、高等小學卒業程度のものを甲組とし、尋常小學卒業程度の者を乙組として、複式教授を行つてゐる。學科は讀方、綴方、書方、筆算珠算を必須科とし、地

理、歴史、理科を隨意科として専ら自修を爲さしめる事になつてゐる。會員は年齢二十歳以下の者なので、止むを得ざる事故又は病氣の外缺席するものなく、出席歩合は八十八%を示してゐる。教員は本會出身の小學教員正木角三郎氏が之に當り、本會々長をも兼ねてゐる。

本會は組織といひ事業といひ、他の青年會に優る所が多い。就中、貯金部の事業修養部の事業等は時代の趨勢に伴ひたる最も必要なる方法であつて、本村の各戸が何れも一二冊の貯金通帳を有せざる者なきが如きは、世界各國に對して日本の貯金が最下位に在る現狀に鑑み、大に吾人の意を強うするに足るものがある。夜學に就いては、教授科目の改良加除等、尙多少考慮の餘地があるのではあるまいか。村内識者の一考を煩はしたい。

三〇、神領村青年會 (徳島縣名西
郡神領村)

神領村の各部落には昔から若衆組とか若連中と呼んだ一種の集團があつた。彼等は鎮守の祭禮や盆踊などのある時には先棒を務め、暇のある時は浮世噺や無駄遊びに夜を更かした。これが神領村の青年會として一定の規則の下に結合される様になつたのは明治二十八年五月であつた。当初は丹生郷友會と稱して、毎月一回知識の交換と親睦を謀るために集合してゐたが、其會は二ケ年で解散となり、其後三十五年になつて、神宮等を會場として青年夜學會を開き、同寺の住職中村了諦師及小學校長東武一氏が講師となつて、歴史、算術を教授したが、是も三ヶ月で閉會した。明治四十一年に至り青年會準則が縣から發布されたので、之を機會と

して又本村有志が奔走し、在來の趣旨を改め、知行合一を以て主義として智徳の研磨、公共事業の實踐をする事となり、先づ村内五ヶ所に夜學會を開設した。それで科目には新に修身科を加へ、青年は大に智徳を修養して常に向上心を有すべき事、言論よりも實行を重んずる事、孤立獨行は成功し難く協同一致の必要な事、自利をのみ圖る者は遂に滅亡を免れず社會國家の爲に盡す所は自他の爲に利を與へて終に成功すべき事、成功は大なる準備を要すること、青年は一生の準備時代なる事、これらに大聲呼號して起ち、青年の活動力を利用して共同事業を起さしめ、經濟的關係を緊密にして村内永久結合の基礎を作るべく、夜學會に於ては智育の開發を圖ると同時に、一面公共事業に向つて大に活動の歩を進める事にした。即ち通俗講習會などの開催を機として、戸主の人

人に向つて社會の進運に適應すべく青年指導の急要なるを説き、補習教育を補助せしむると共に、彼等父兄の頭腦をも間接に開拓するの策に出た。そして共同事業の選擇などは、成るだけ直接に指定する様な事をせずに、會員及父兄の自發に任せ、補習學校は陰に之を保護獎勵する方法を取つた處が、此自由政策は豫想外の好結果を齎らし、萬般の施設大に見るべきものがあり、食堂の建築、消防器の購入、造林地の無償讓與又は貸與など、本會の爲に顯著なる事蹟を貽すことが出来たのである。

本會の資産は、本部に屬するもの積立金約百圓、特別積立金八十圓、書籍備品等約二百圓で、各部會に屬する分は、上角部會に現金五十圓程と備品百七十圓、北部會に現金十五圓と備品四百圓、中津部會に現金二十圓と備品百圓、青井部會に現金三十圓と備品

二十圓、野間部會に現金十圓と備品二十五圓、谷部會に現金五十圓と備品六十圓、小野部會に現金三十圓と備品百七十圓あり、外に造林四千五百坪、農業實習地六百五十坪、杉檜苗一萬八千本を有するのである。會の經費は正會員から毎月五錢の會費を徴収する外、會員の共同勞作から得た収益、郡村補助金、寄附金を以て一切を支辨する。

夜學校では修身、農業、國語、算術を授け、學校長以下男教員六名が其任に當つてゐる。圖書館は年開館日數約二百五十日、閲覽人員は四五百人を普通とする。本會部會の幹部は學校教員と共に交互に各部會場へ出張して、小學校の在學兒童を休日又は放課後に集めて學科の豫習や復習を手傳つてやる。此費用は主として青年會から支出するのである。其他入退營兵士の送迎も本會の主催

する所、尙ほ彼の上山街道の修繕工事には、延人員二千四百六十二人の多数を本會から人夫として出役した。小野街道の修繕にも百五十人を出した。

本村の要所には道しるべの標木が七十箇所建てられてある。是も本會の事業として實行されたもの、又赤貧兒童就學の保護に就いては、本會員が奔走して百六十餘名の保護會員を作り、之から學用品其他を給與する事にしたのである。尙本會主催の下に、七部落に消防組を設けて、龍吐水一臺、警鐘臺三箇所、運水器千六百個、輕便消火器十個、高張提燈十四個、鳶口三十六個を備へ付け、以て萬一の場合に備へたのも、本會功績の一として村民の感謝する所である。

本會をして今日あらしめた恩人として、河口重兵衛、正村貞一、

岩田慎三、柳澤儀藏、鹽田義次、松本繁一、河野清三郎、山田伴五、加藤伍一諸氏の功勞は忘れてはならぬ。本會が去る大正三年二月を以て以上の諸氏を表彰したのは誠に其當を得たもので、諸氏としても大なる名譽である。會の殊勳者を表彰した青年會は是より先、四十四年三月を以て、補習教育の施設其宜しきを得、成績顯著なりとの理由によつて、縣から五十圓を賞與せられ、縣内に表彰せられたので、茲に其悦びの情と名譽とを頒つた次第で、靄々たる其和氣は眞に掬すべきものがあるのである。

「本村の青年は、從來村内に結婚式があると、花嫁見物と稱して打揃つて其家へ押掛けて行く悪習があつた。それで婚家では迷惑乍らも是等の人々に酒肴を饗し、又土産に煙草を出してゐた。この陋習を全廢する事の出來たのも、時節柄當然であるとは言へ、

此青年會の力である。

次に本會の勤儉貯蓄に關する事業としては、規約貯金、共同貯金の二種類を行ひ、村内七ヶ所の組合を設けて、夫々集金、預入、其他一切の事務を青年會で扱つてゐる。規約貯金は現在組合員五百十一人、預金高三千圓、共同貯金は組數七、組合員二百五十人預金高二百圓を算する。

會員の共同勞役は木材運搬、繩、草鞋、米俵、繩の製造、苗木仕立、農業試作、桑園經營、共同購入等で、此收入一千四百餘圓の幾部を割いて、會の基金や會費に充てる。造林は本會員が夫々の戸主から備受け若くは讓與されたものを合して一町五反歩の山林がある。それに杉四千本、檜一千本を植込み、其手入れの爲に會員の出役した事が十數回、延人員五百人に近い。尙杉檜一萬七八千本

を植栽すべく準備中である。

農事改良に就いては屢々郡技手其他を聘して講習會を開き、模範的米麥試作地は好成绩を示してゐる。

本會は又體育と娛樂との爲に擊劍、柔道、角力などを獎勵して、健全なる心身の養成を期してゐるのである。

今上御即位式記念として本會の創めた桐樹栽培は、各會員必ず一本以上を宅地附近に植ゑる義務あるものとし、各支部を合して三百本以上を植込んでゐる。大正三年から向ふ十年間を栽培期間として、其間に生育の状況を見計つて全村一時に伐採し、之を公賣して、一本一圓以上を得れば其餘は栽培者の利得し、一圓に満たなければ栽培者に其不足を填補させるといふ方法で、之によつて基本金を作らうとするのである。

三二、出間青年會

(高知縣高岡郡
波介村出間)

本會は波介村出間部落の青年から成る。明治九年有志相會して研學したのが其濫觴で、十六年に至つて小學教員橋詰源吉氏の盡力に依り二十名の堅き團結となつたが、前代議士西原清東氏が郷里を去て其指導を止めたから一時頓挫した。後海池傳太郎氏が再興して、二十二年自治制施行を機として一生面を打開する事が出来、以て今日に至つた。會員現數百二十名、大正元年西原氏の寄附五百圓を基として、七百圓を投じて會堂を作り、寄附金の殘部二百餘圓は本會の基本財産に蓄積して今や三百圓に達した。

区内居住青年十三歳以上二十四歳迄を普通會員とし、其以上の者を特別會員とする、經費は、會員の出金事業の收入及一般人から

の寄附を以て之に充てゝゐるのである。

本會の修養的事業としては、夜間開催の講話、圖書閲覽等があるが、特に著しいのは夜學である。夜學は他所のとは撰を異にし、毎週日曜を除くの外年中通じて開設され、會員は各家庭に於ける夜學を終へてから會堂に集まり、小學校教員が指導の任に當り、會員中の中學卒業生が之を補助してゐる。課業が終ると、多數は會場に合宿の上、翌朝拂曉家に歸る。學業の隙には相撲、擊劍、機械體操等が玆に行はれて、鍛練訓育には非常に好都合の制度である。従つて本會から、實業家、官公吏、教育家、辯護士等になつて世に出た人士も少なくない、又軍隊に徴された者で上等兵以上に進む者が半數以上あると聞いても、此夜學會の特色を知る事が出来やう。此夜學の補習教育は、毎日二時間乃至三時間で、學科は

國語、算術、農業を必修科目とし、別に壯丁に對しては軍隊に關する智識を與へ、隨意科目として地理、歴史、漢文、法制、經濟、倫理、及英語の初歩を希望者に教へる。月謝は月五錢とする。本會は副事業として、部落内の女子に對しても、毎年三ヶ月間補習的教育講習會を開いてゐる。又時々先輩や知名の士を招聘して講演會を開き、文庫には圖書を備へて一般の閲覽に供する。

實業に就いては、會員は時々農事試驗場、農林學校、優良町村等を視察して自村の改良を圖り、又農事の新學説は常に試験を怠らない。短冊形苗代、五條植、肥料試験なども、他に先じて之を實驗したのである。又會員は一定の量の繩を作つて本會に寄附し、以て基本財産を積立てつゝあり、其額既に六十餘圓に達してゐるとの事である。

斯くて本會は優良青年團體として、明治三十七年には高岡郡教育會から獎勵金五十八圓を、四十一年及大正元年には又十圓宛を、四十四年には縣知事から銀杯を、大正二年には大日本農會總裁から名譽賞狀を下賜せられたのである。

會の經費は、基本金の利子の一部と村費補助とを以て充てる。基本金は日露戰役の際、軍人後援事業のため大部分を消費したが、尙四百餘圓を有し、更に毎月五圓を積立てつゝあるから、今後五年にして一千圓に達する見込である。

本會の感化盡力に依つて、今や村内には租税滞納者なども殆ど無くなつて來た。會は將來進んで圖書閱覽所を擴張し、兒童遊園を設け、共同購入共同販賣事業の獎勵を爲す計畫であるといふ。

三二一、田處青年會 (愛媛縣喜多郡柳澤村田處)

明治二十七年、日清戦役に際し、出征壯丁の日に一丁字なき者多きを遺憾とし、田處區民相謀つて、同年十一月から青年の夜學を開始した。是が本會の今日に至つた起源であつたのである。区内十五歳以上無数の男青年は總て普通會員とし、功勞者を名譽會員とする。

夜學開始の當時は發起者がランプ石油を始め一切の費用を支出し、會員の使ふ筆墨までも給與して只管會員の出席を請ふ狀況であつたが、今は村内有志から續々必要品の寄贈あり、費用も三十九年度から四十二年度までは毎年十圓宛の村費補助があり、就學獎勵會でも補助して呉れたので、今日では漸次基礎が確實となつ

た。開會は毎年農閑期十月から翌年三月までを常例とし、毎夜八時から十一時まで三時間、一ヶ月十回、一ヶ年四十回の規定である。程度は尋常小學五六年と高等小學校の課程に準じ、修身、國語、算術等を課する。國語教科書は用ひず、小學校教科書其他適當の書物又は新聞雜誌の記事中から拔萃したものを謄寫版印刷にして教授用に供する。本會の結果として、現今日に文字なき者皆無となり、青年の風儀改まり、徴兵検査及入營後の成績が優良である。其他養蠶の改良も本會に俟つ所多く、村を擧げて勤儉貯蓄の風に一致する事となつたのは、特筆に値することである。本會をして今日あらしめた恩人には、田所小學校長小野稠一郎、同校訓導三浦利長兩氏がある。

勤儉貯蓄會は明治二十九年に起り、株式様の組織として、會員

は一株二錢宛を毎月出金し、之を一ケ年毎に纏めて元金に繰込み。一ケ年の積立額約七八百圓、此貸付利子約六十圓に達する。貸付利子は一割であるが、各自の通帳には八分だけ書き込み、一分は會の特殊會計、一分は會の雜費及役員報酬などに充てる。會員は五株以上を持たなければ役員の被選權を有せぬものとしてある。

本會員にして夜學に出席せず又は其他の會則に違背した場合には、其行爲の輕重によつて三種の處分をする。第一は、違反者は總會の席に出で自己過失の事情を役員及會員一同に話して謝罪すること、第二は、先非を悔いて自今謹慎すべき旨を認めたる誓約書を納めて謝罪する。此場合は本人と保證人とが署名捺印し、幹事が連署し、尙情狀の重い者は、近隣の有志二名以上の連判を貰つ

て改心を誓はねばならぬ。第三は最後の處分で、性行不良、逆も改悛の見込が無いと極つたものは退會を命ぜらる。すると其者に對しては、會員はもう交際は勿論、金屬物品を貸借する事も許されなう。

三三三、豊島村青年團 (香川縣小豆郡豊島村)

豊島村は瀬戸内海に泛べる小豆群島の一つで、南方高松市に對し、北は岡山縣邑久郡、東は小豆郡の本島に接してゐる。

豊島村青年團はもと旭昇社、勸善社の二個であつたのを、明治四十四年に合併したものである。團員は村内在住の男子、年齢十五歳以上三十歳迄の者を收容する。

事業の第一は、革風夜學明武館を經營して文武兩道の研修をす

る。夜學會は明治三十七年に開始され、毎年十月一日から翌年三月三十一日まで開設、會員數百名を教育する。入營者は團員中の二十歳以下の者で、特別の事情ある者の外は必ず入會する義務があるものとする。而して此出席歩合は百分の九十四五を算し、最も良好なるを以て名がある。學科は修身、國語、算術で、程度は高等小學三學年とし、教授時間は毎夜二時間以上、教員は小學校教員五名で擔當してゐる。此經費が目下一ヶ月約二十五六圓を要する。

又圖書新聞雜誌の縦覧品を設けて、團員に最新智識を供給し、又智徳を涵養するの資とする。それから團員は時に相携へて山川を跋渉し、或は運動會を開き、名士の議論を聴き、團員の演説討論會を催しなどする。間接には又村内教育事業の援助をして、村

民にして義務教育を修了せぬ者無からしめん事を期し、更に公德心の鼓吹、其他一般公共事業に貢獻する所あらんとして、勸業、衛生等、本團の力の及ぶ範圍に於て大に活動する。消防組を組織して村内の火災に備へるなども、本團の著しき事業の一つである。本團の資産としては、田一反七畝歩あり、其耕耘は團員の共同勞役に依り、得たる收穫は積立金として、本團の主要事業たる夜學會の基本財産を作り、經常費は、會員の分頭出金及有志の寄附金を以て之に充てるのである。

三四、岩田青年團

(岡山縣吉備郡岩田村)

「明治二十二年岩田村に信睦社といふのが組織されて、十五歳から三十歳迄の青年を收容し、水火災其他の非常を救護し、弊風を

改め、尙武奉公の精神を盛ならしめ、一村の發展を圖らうとした。後三十三年之を解散して岩田青年會を作り、長尾俊憲氏を會長として、現行法令の研究、和衷協同、自治發達等を目的としたが、三十八年に又改稱して現名となり、進藤梅松氏が團長に就任し、四十年からは千原伊惣太氏が其後を襲うたのである。

四十二年、時の文部大臣小松原英太郎氏は縣下の優良青年團を視察し、本會の代表者長尾、千原兩氏を引見して訓辭を與へたのであつた。是より先、本會は日清戰役に軍用品を獻納して知事から木杯を與へられ、日露戰役にも同様の賞を得、また四十二年には、吉備郡長から十五圓を交附されて成績を表彰さるゝの榮を荷つた。

團の經費は、團員が道路修繕、害蟲驅除、村有林植樹、其他の

事業から得た勞銀の一部を以て之に充てる。春秋二回の總會には、團員各繩一束(若くは五錢)を持寄り、之を基本財産として積立て、本人退團の際は其元金だけを還付する。

夜學校は初め農閑時たる一、二、三、四、五月及九、十月を以て開いてゐたが、四十年からは農繁期の外毎週一回金曜日に授賞する事とし、一回の教授時間は午後四時から十時迄の中五時間とする。本科は四ヶ年を修業年限とし、尋常小學卒業者を第一學年に、高等小學卒業生を第三學年に編入する。別に本科修了者の爲に年限を定めぬ特別科を置いてゐる。丁年迄は必ず出席の義務あるものとし、父兄から入學願書を徴して就學督勵に努めてゐる。

四十四年以來岩田小學校の一室に文庫を設けて、一般村民の閱覽に供してゐるが、目下圖書四百冊常に新刊書の購入を怠らない。

別に村役場に文庫の支部を設け、行政勸業教育等二百部の蔵書がある。文庫の圖書は成るべく通俗のものを選び、回覧の法を取つてゐる。團は又機關雜誌『團友』を四十二年來發行して、會員の連絡を圖る。

名士の講演、農事講習、視察旅行等も亦本團の事業として毎年行はれてゐるのである。

太陽曆勵行の爲に、曾て村役場と協議し、村曆を作つて各戸に配り、一村決議の上之を實行し、休日違背者の無い様に村内を巡回する外、毎年舊正月舊節旬には人夫寄附等の公共勞役に服させ、に際して青年が酒食の饗を要求するの惡風を嚴禁し、入退營兵の送迎に酒食を供する事も止めさせて、代りに小學校庭で嚴肅な送

迎式を行ふ事にした。

毎年夏期に行ふ鎮守の祭禮には、本團から花火を奉納し、春は在郷軍人會と聯合して戰病軍人の招魂祭を行ひ、兼ねて運動競戲會を催す。

稻作害蟲驅除、米麥種子鹽水選等は本團の力を用ふる事業であるが、明治三十六年來穀検査規則の施行と同時に、本團は率先して米の品質及俵裝改良に關する研究を遂げ、村内の産米を優良ならしめたので、四十三年に知事から賞状を與へられた。尙勗種品評會、蔬菜品評會、藁細工其他の品評會、籠類竹細工講習會、試作、堆肥改良、牝牛共同飼育、植林、夜警、消防組織、道路常時修繕、神社學校への勞力寄附、軍人家族慰問、衛生幻燈會、村是統計調査、老人招待會、路標の設置等は、何れも本會に於て著る